

湖西市

第4次障害者計画・
第5期障害福祉計画・
第1期障害児福祉計画

平成30年3月

湖西市

はじめに

本市では、これまで、障害の有無にかかわらず、互いを理解し、尊重しあい、協力して障害のある人の自立した地域生活の実現をめざし、「わかりあい、ふれあい、支えあう 誰もが互いに尊重する共生のまち こさい」を基本理念として障害福祉施策を展開してきました。

この度、第3次障害者計画、第4期障害福祉計画の計画期間が終了すること、また、障害児通所支援及び障害児相談支援に対する目標数値や見込量を定めることが求められていることより、本市では障害者計画、障害福祉計画と障害児福祉計画を一体的なものとする「湖西市第4次障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定しました。

第4次障害者計画は、「わかりあい、ふれあい、支えあう 誰もが互いに尊重する共生のまち こさい」を基本理念とし、「障害者理解の促進」、「自立及び社会参加の促進」「地域生活支援の充実」の3つを基本目標としています。また、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画は、障害者に対するサービスの具体的な数値目標を定め、サービスの提供体制を確保することを目的としています。

今後は、この新たな計画のもと、市民の皆様ならびに関係者の皆様のご協力とご支援をいただきながら、障害福祉施策の更なる推進に取り組んで参りたいと考えています。

最後になりましたが、この計画を策定するにあたりまして熱心にご審議いただきました湖西市障害者支援協議会の方々、貴重なご意見・ご提言をいただきました障害のある方をはじめとする市民の皆様、関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成30年3月

湖西市長 影山剛士

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の法的根拠と位置付け	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	3
第2章 障害のある人を取り巻く状況	4
1. 人口の状況	4
2. 障害のある人の状況	5
3. 障害者アンケート調査結果	11
4. 障害児アンケート調査結果	25
第3章 計画の基本的な考え方	28
1. 計画の基本理念	28
2. 計画の基本目標	29
3. 施策の体系	30
第4章 湖西市第4次障害者計画	31
基本目標Ⅰ 障害者理解の促進	31
基本目標Ⅱ 自立及び社会参加の促進	34
基本目標Ⅲ 地域生活支援の充実	38
第5章 第5期障害福祉計画	46
1. 事業の体系	46
2. 障害福祉サービスの利用状況と見込み	47
3. 地域生活支援事業の利用状況と見込み	52
4. 数値目標の設定	57
第6章 第1期障害児福祉計画	59
1. 事業の体系	59
2. 児童福祉法に基づくサービスの利用状況と見込み	60
3. 数値目標の設定	62
第7章 計画の推進体制	63
1. 計画推進のための連携体制の強化	63
2. 国の動向に対応した見直しについて	63
3. 計画の進捗管理	63
資料編	64
1. 湖西市障害者支援協議会委員名簿	64
2. 湖西市障害者支援協議会設置要綱	65
3. 用語解説	67

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国においては、平成26年1月に障害者権利条約を批准したことを受けて、平成28年に障害者差別解消法が施行され、また、障害者雇用促進法が改正されました。また、成年後見制度利用促進法の施行、改正発達障害者支援法の施行など、障害のある人の権利擁護等を目的とする一連の国内法が整備されました。

また、平成28年には、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、平成30年4月からの施行となりました。この法律では、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的としています。

本市においては、平成11年に「第1次湖西市障害者計画」を策定し、また、平成19年には第1次計画の見直しを行うとともに、「第1期湖西市障害福祉計画」を策定し、障害のある人に関する施策を展開してきました。

この度、平成25年度に策定した「湖西市第3次障害者計画」及び平成27年度に策定した「第4期障害福祉計画」が平成29年度をもって満了となることから、あらたに「湖西市第4次障害者計画」及び「第5期障害福祉計画」を策定します。

また、今般の児童福祉法の一部改正により、市町村は基本指針に即して障害児福祉計画を定めるものとされています。障害児福祉計画は、障害者総合支援法第88条に規定する障害福祉計画と一体のものとして作成することができるようになっており、本市は一体的に作成するものとします。

2. 計画の法的根拠と位置付け

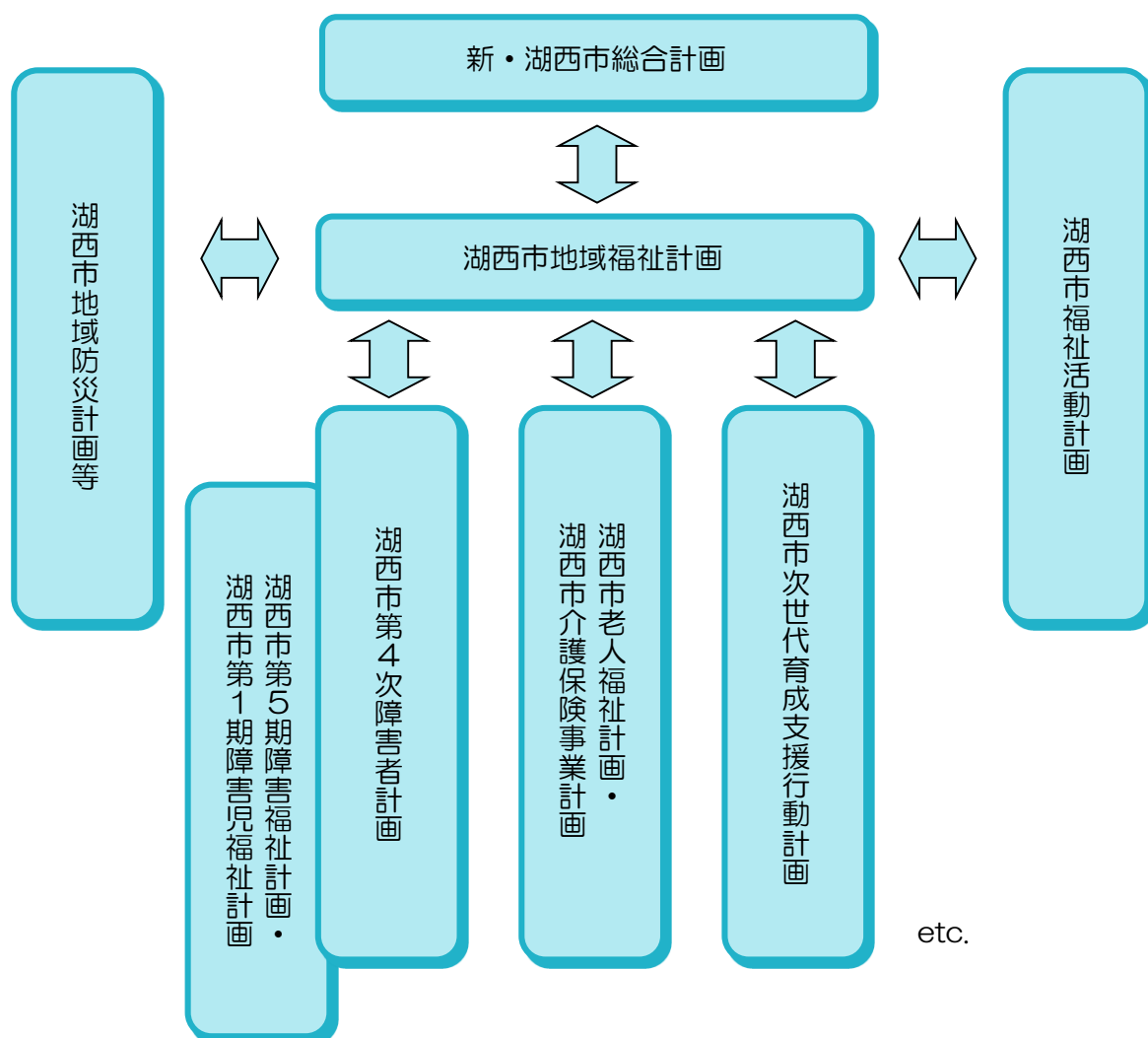
(1) 計画の法的根拠

第4次障害者計画は障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画であり、市が進めていく障害者施策の基本方針や目標を総合的に定める計画です。

第5期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条により策定が求められている計画であり、障害者に対するサービスの具体的な数値目標を定め、サービスの提供体制を確保することを目的に策定されます。また、今年度より策定される第1期障害児福祉計画は、児童福祉法第33条により策定が求められている計画であり、障害児に対するサービスの具体的な数値目標を定め、サービスの提供体制を確保することを目的に策定されます。

(2) 計画の位置付け

本計画は、新・湖西市総合計画及び地域福祉計画を上位計画とし、老人福祉計画・介護保険事業計画をはじめ、福祉分野における他計画、人権・教育・雇用・まちづくり等関連分野における施策との整合性及び連携を図りながら推進していきます。

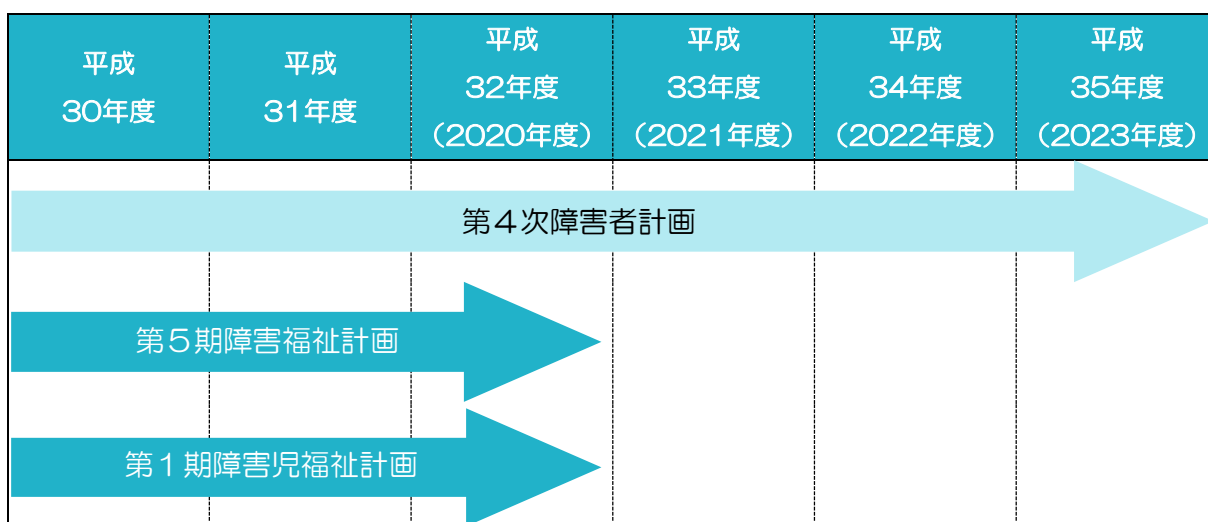


3. 計画の期間

第4次障害者計画の計画期間は平成30年度から平成35年度（2023年度）までの6年間とします。

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の計画期間は平成30年度から平成32年度（2020年度）までの3年間とします。

なお、障害のある人を取り巻く環境に影響を与える法令等による諸制度の改正や社会情勢の変化等が生じた場合は、適宜見直しを行います。



4. 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

障害のある人の現状や要望などを把握し、計画を策定する際の基礎資料として障害のある人の意見を計画に反映させることを目的に、「湖西市障害者計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。また、障害児福祉計画の策定にあたり、特別支援学校に通う児童を対象としたアンケート調査も行いました。

(2) 湖西市障害者支援協議会の開催

本計画は、行政内部だけでなく、障害者団体、障害関係機関、障害福祉サービス事業者、医療機関等から構成される協議会を設置し、計画内容について審議しました。

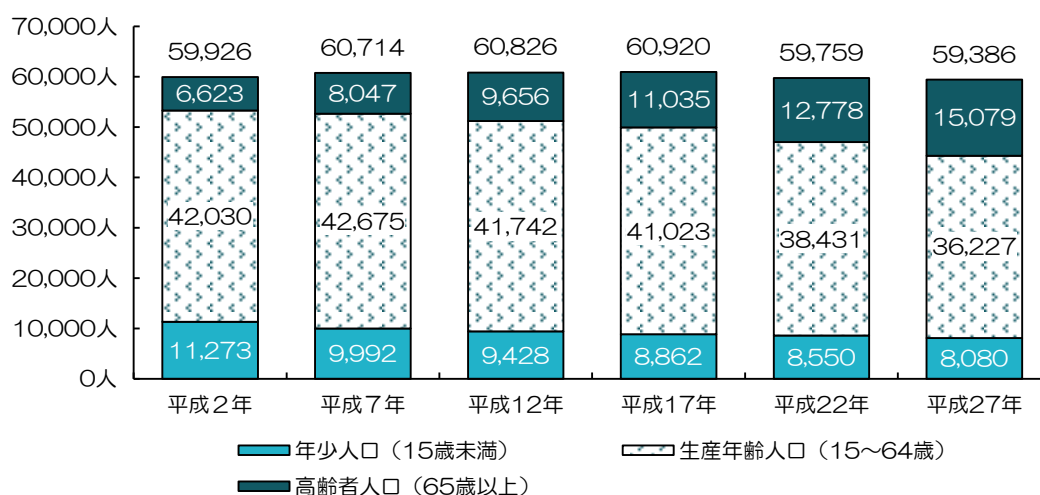
第2章 障害のある人を取り巻く状況

1. 人口の状況

年齢3区分別人口の推移をみると、平成17年までは増加していましたが、以降はやや減少に転じています。年少人口は平成2年、生産年齢人口は平成7年以降減少していますが、高齢者人口は増加し続けており、25年間で約2.3倍になっています。

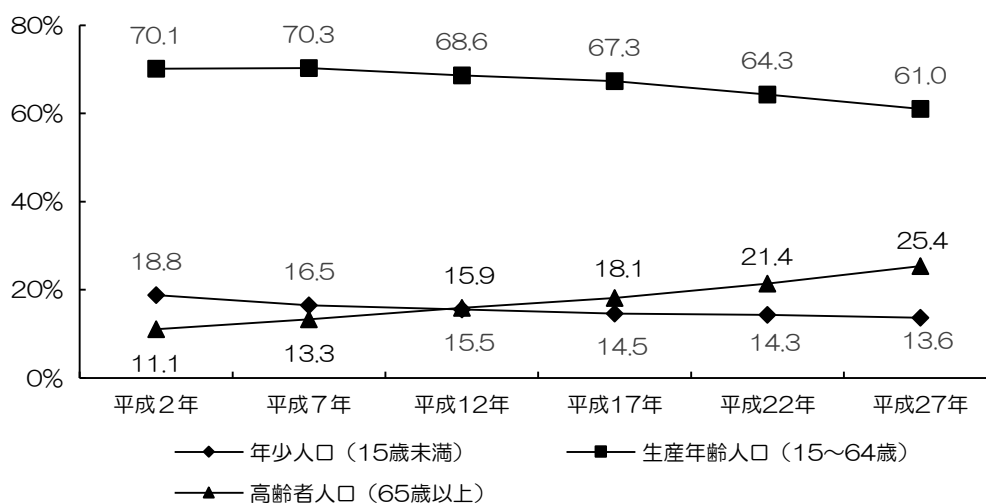
年齢3区分別人口割合の推移でも同様に、高齢者人口の割合は上昇しており、平成27年には25.4%となっています。

年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

年齢3区分別人口割合の推移



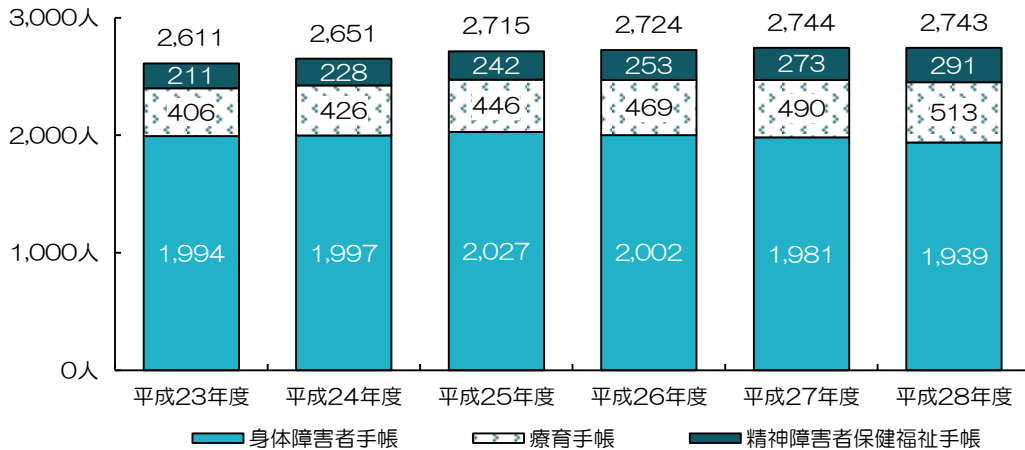
資料：国勢調査

2. 障害のある人の状況

(1) 障害者手帳所持者総数の状況

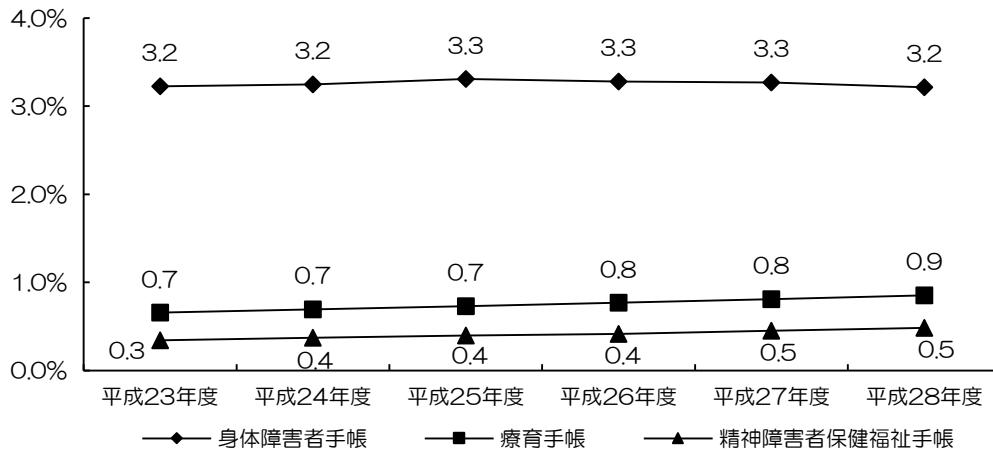
障害者手帳所持者総数の推移をみると、平成23年度から平成28年度にかけて概ね増加しています。身体障害者手帳所持者は平成25年度までは増加していましたが、以降はやや減少傾向にあります。

手帳所持者総数の推移



資料：地域福祉課調べ（各年度3月31日現在）

手帳所持者数の人口総数に対する割合の推移



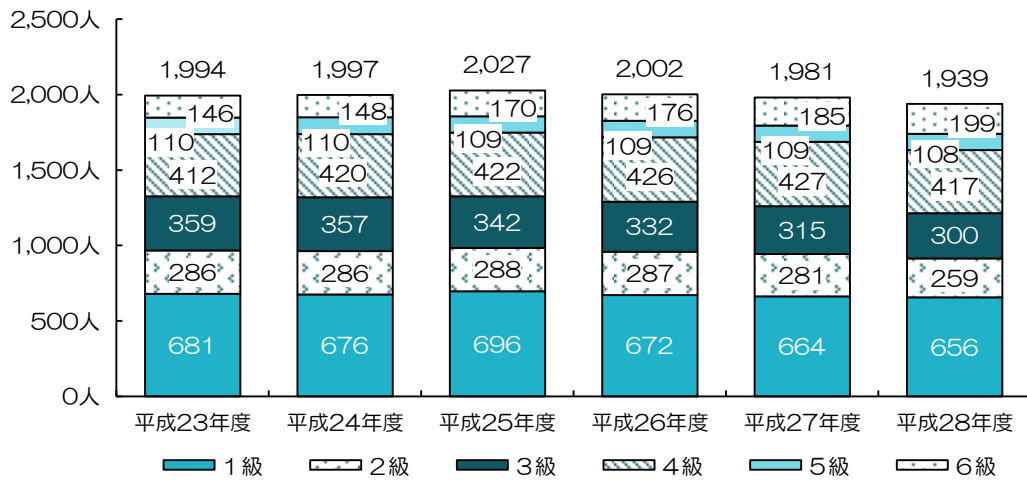
資料：地域福祉課調べ（各年度3月31日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成25年度までは増加していましたが、以降はやや減少傾向にあり、平成28年度で1,939人となっています。

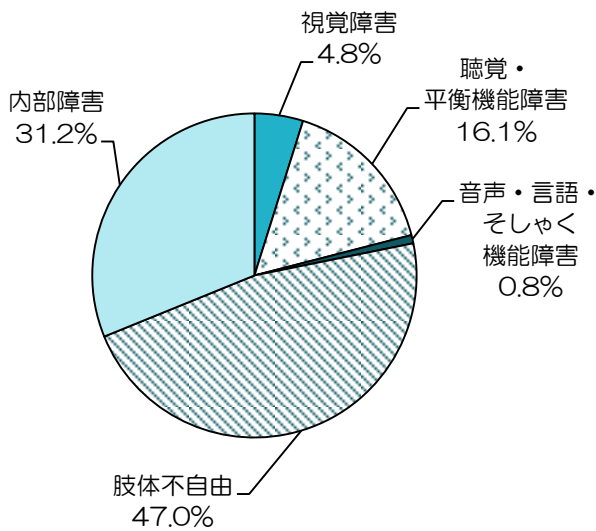
障害種別構成をみると肢体不自由が、年齢構成をみると65歳以上が最も多くなっています。

等級別 身体障害者手帳所持者数の推移



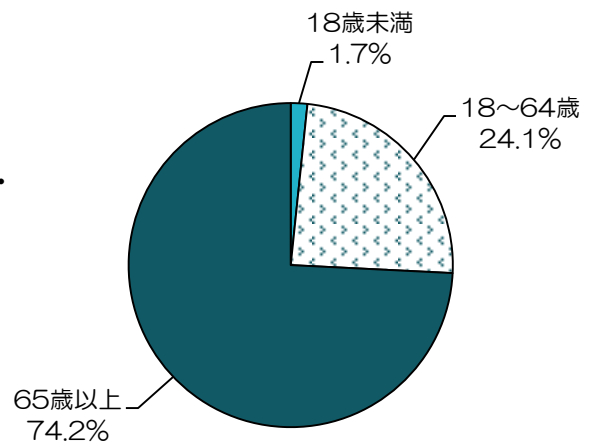
資料：地域福祉課調べ（各年度3月31日現在）

障害種別構成（平成28年度）



資料：地域福祉課調べ（3月31日現在）

年齢構成（平成28年度）



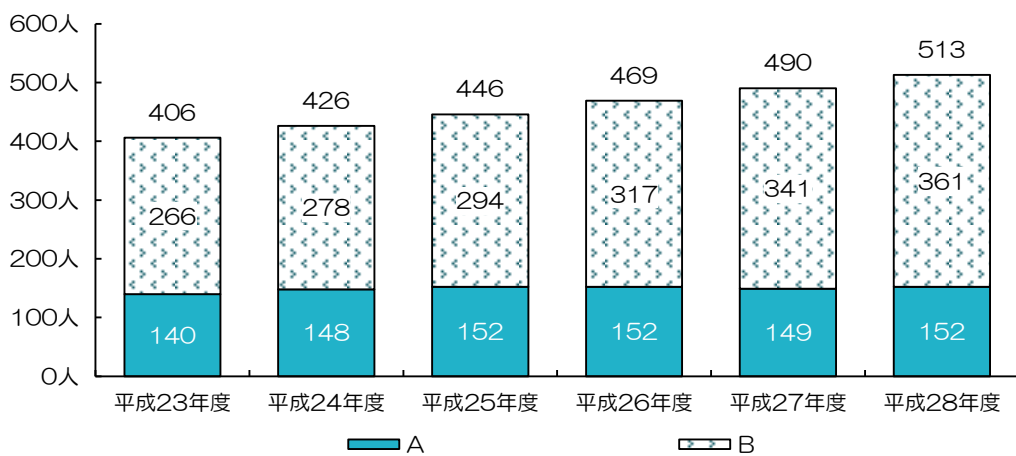
資料：地域福祉課調べ（3月31日現在）

(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、平成23年度から平成28年度にかけて増加しており、平成28年度で513人となっています。等級別でみると、比較的軽度であるBが多くなっています。

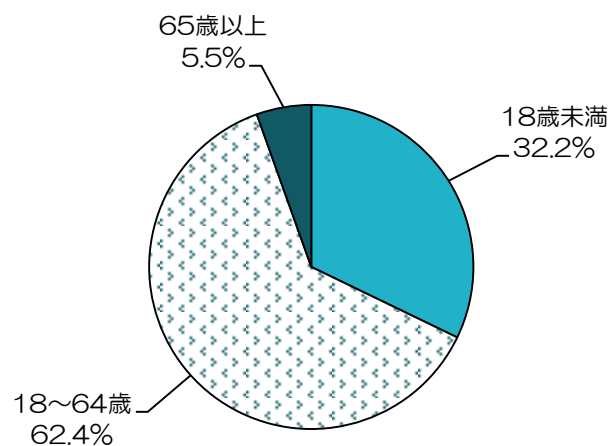
療育手帳は、知的機能の障害が概ね18歳までの発達期にあらわれた場合に手帳の該当となるもので、発達期以後の何らかの原因により能力が低下した場合は該当しません。手帳交付日を年代で見ると、昭和49年度～昭和63年度が91人、平成1年度～平成15年度が136人、平成16年度～平成28年度が286人となっており、療育手帳制度が施行されたのが昭和48年であるため、高齢の療育手帳所持者は多くありません。交付数は近年増加傾向にあります。

等級別 療育手帳所持者数の推移



資料：地域福祉課調べ（各年度3月31日現在）

年齢構成（平成28年度）



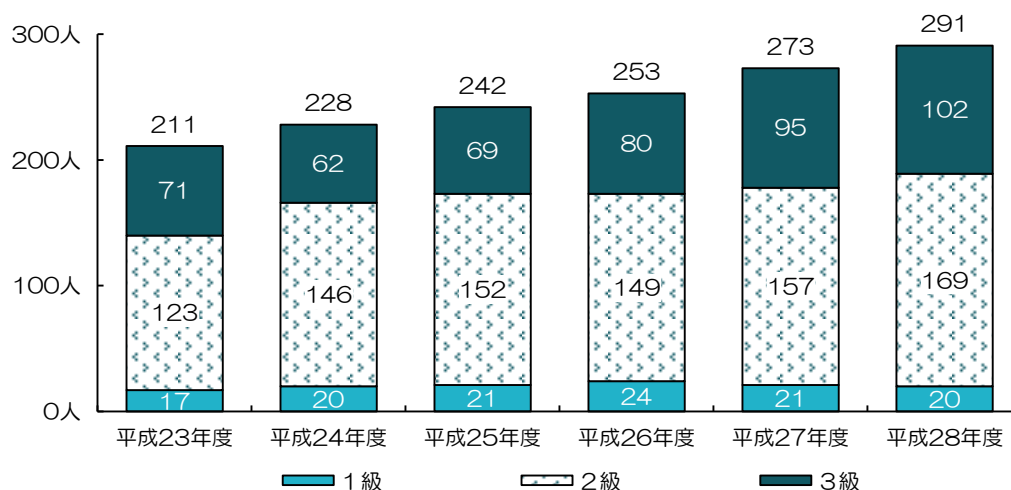
資料：地域福祉課調べ（3月31日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成23年度から平成28年度にかけて増加しており、平成28年度で291人となっています。等級別でみると、2級と3級が多くなっています。

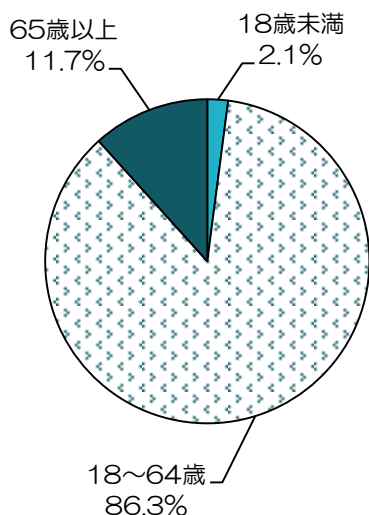
また、自立支援医療（精神通院）受給者の状況をみると、平成23年度から平成28年度にかけて概ね増加しており、手帳所持者以外にも精神的な病気にかかる人が多くなっていることがうかがえます。

等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：地域福祉課調べ（各年度3月31日現在）

年齢構成（平成28年度）



資料：地域福祉課調べ（3月31日現在）

自立支援医療（精神通院）受給者の状況

	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
自立支援医療（精神通院）受給者数	人	538	525	560	560	643	688

資料：地域福祉課調べ（各年度3月31日現在）

(5) 就学・就労の状況

①就学の状況

市内の小学校・中学校における特別支援学級の児童・生徒数の推移をみると、概ね児童・生徒数は増加しています。

また、通級指導教室（言語）の児童数の推移をみると、平成29年度では30人と減少しています。

市内の小学校における特別支援学級の児童数の推移

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
1年	人	8	2	16	8	7	10
2年	人	7	8	5	14	10	8
3年	人	7	7	9	6	17	11
4年	人	13	9	9	11	8	19
5年	人	16	13	12	11	13	11
6年	人	5	15	14	16	17	14
合計	人	56	54	65	66	72	73

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

市内の中学校における特別支援学級の生徒数の推移

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
1年	人	12	7	7	11	17	15
2年	人	12	12	7	7	11	15
3年	人	8	11	13	8	7	10
合計	人	32	30	27	26	35	40

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

通級指導教室（言語）の児童数の推移

	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
児童数	人	41	35	37	32	34	30

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

幼稚園に在籍する支援を要する園児数の推移をみると、平成29年度では120人と最も多くなっています。

幼稚園に在籍する支援を要する園児数の推移

	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
在籍児数	人	823	808	740	681
支援を要する園児数	人	90	104	99	120

資料：幼児教育課（各年度5月1日現在）

特別支援学校への就学状況をみると、小学部に23人、中学部に16人、高等部に34人で、計73人となっています。浜名特別支援学校への通学者が最も多く、69人と大半を占めています。

特別支援学校への就学状況（平成29年度）

学校名	単位	小学部	中学部	高等部	合計
浜名特別支援学校	人	20	15	34	69
浜松特別支援学校 朝霧分教室	人	0	0	0	0
浜松聴覚特別支援学校	人	0	1	0	1
浜松西部特別支援学校	人	3	0	0	3
浜松特別支援学校	人	0	0	0	0
合計	人	23	16	34	73

資料：学校教育課（5月1日現在）

②就労の状況

市内の民間企業における障害者雇用状況をみると、障害者雇用が法律上必要な企業数は46社で、実雇用率は1.98%となっています。

平成25年4月より民間企業における障害のある人の法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられました。本市における2.0%の達成企業割合は54.3%となっています。

平成30年4月には更に法定雇用率が引き上げられ、対象事業主の範囲が広がります。

市内の民間企業における障害者雇用状況（平成29年度）

障害者雇用対象企業数	実雇用率	達成企業数 (2.0%)	達成企業割合 (2.0%)
46社	1.98%	25社	54.3%

資料：浜松公共職業安定所（6月1日現在）

3. 障害者アンケート調査結果

(1) アンケート調査概要

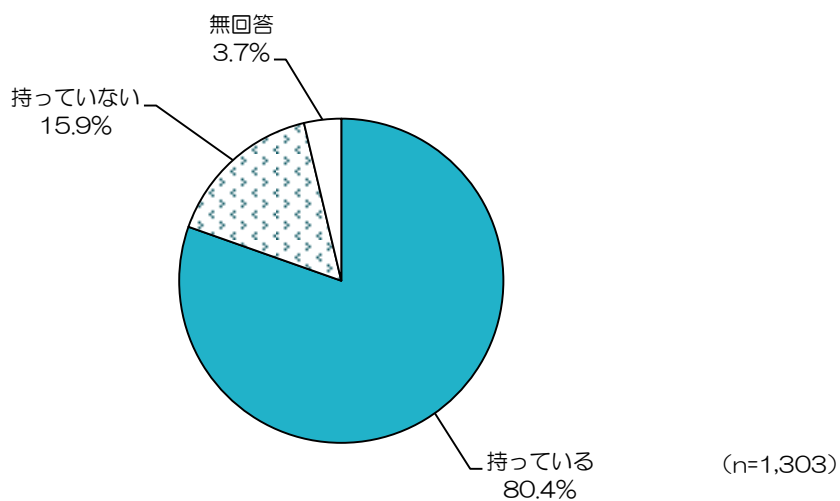
アンケート調査の実施概要は以下の通りです。

- ・ 調査対象者：湖西市内在住の各手帳所持者の方
- ・ 調査期間：平成29年 7月21日～平成29年 8月 7日
- ・ 調査方法：郵送配布・郵送回収
- ・ 回収状況：下表参照

配布数 (A)	有効回収数 (B)	有効回収率 (=B/A)
2,479	1,303	52.6%

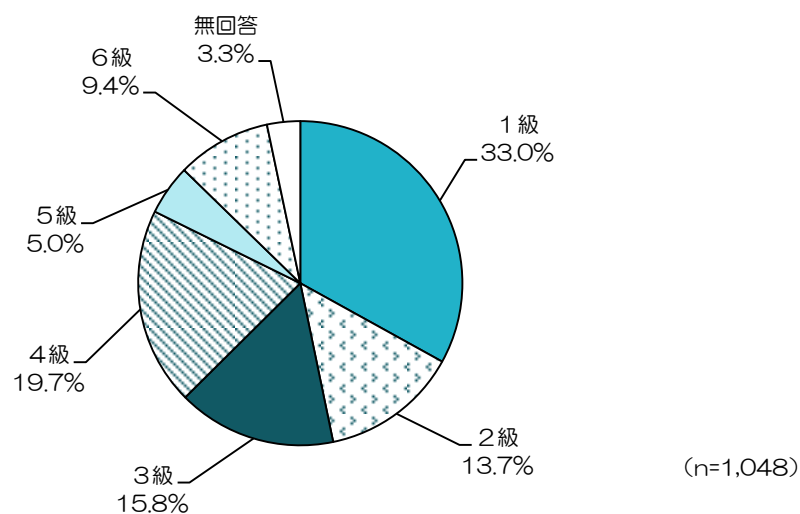
(2) アンケート調査結果【抜粋】

①身体障害者手帳の所持



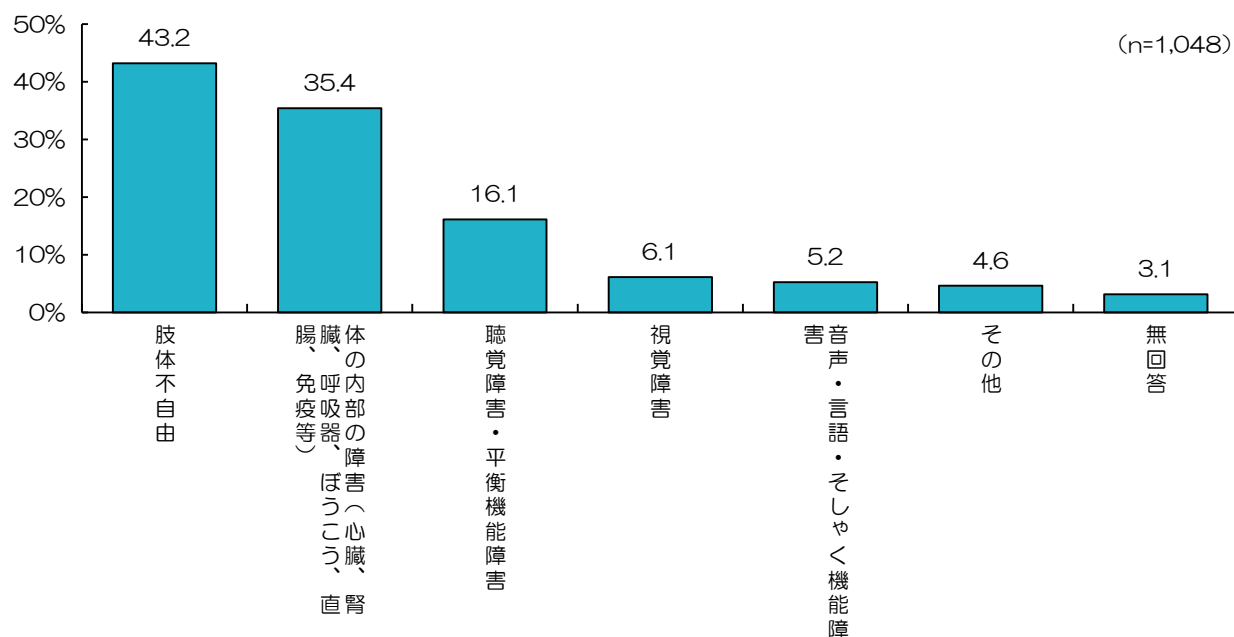
身体障害者手帳の所持は、「持っている」が80.4%、「持っていない」が15.9%となっています。

②身体障害者手帳の等級



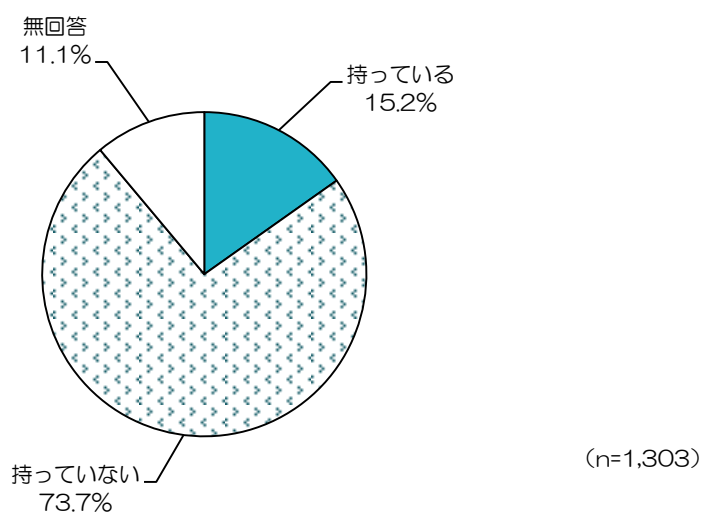
身体障害者手帳の等級は、「1級」が33.0%と最も多く、次いで「4級」が19.7%、「3級」が15.8%などとなっています。

③障害の種類



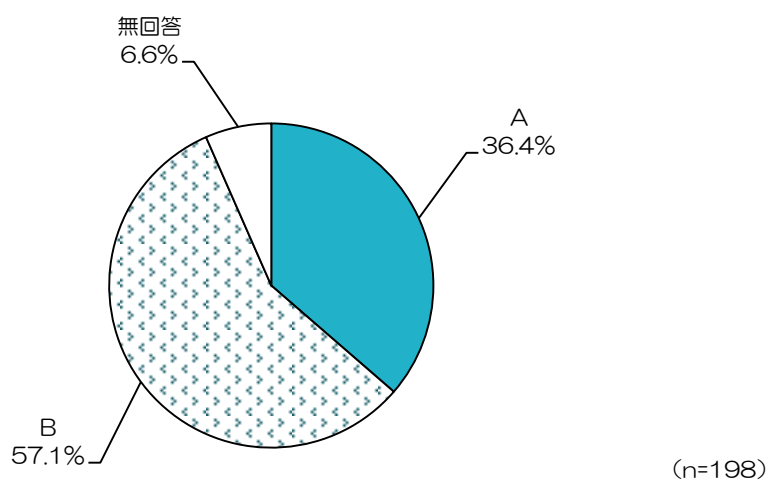
障害の種類は、「肢体不自由」が43.2%と最も多く、次いで「体の内部の障害 (心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、免疫等)」が35.4%、「聴覚障害・平衡機能障害」が16.1%などとなっています。

④療育手帳の所持



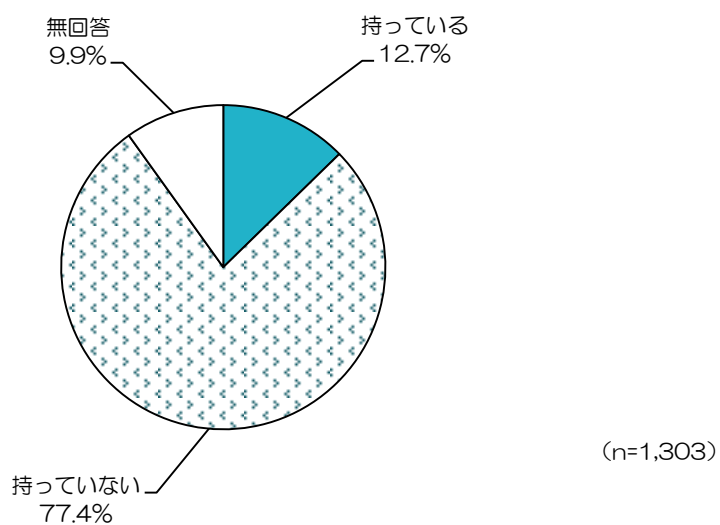
療育手帳の所持は、「持っている」が15.2%、「持っていない」が73.7%となっています。

⑤療育手帳の等級



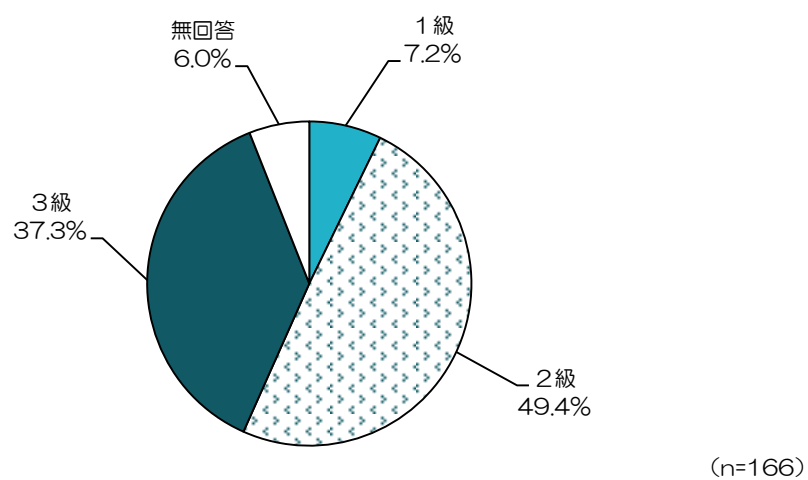
療育手帳の等級は、「A」が36.4%、「B」が57.1%となっています。

⑥精神障害者保健福祉手帳の所持



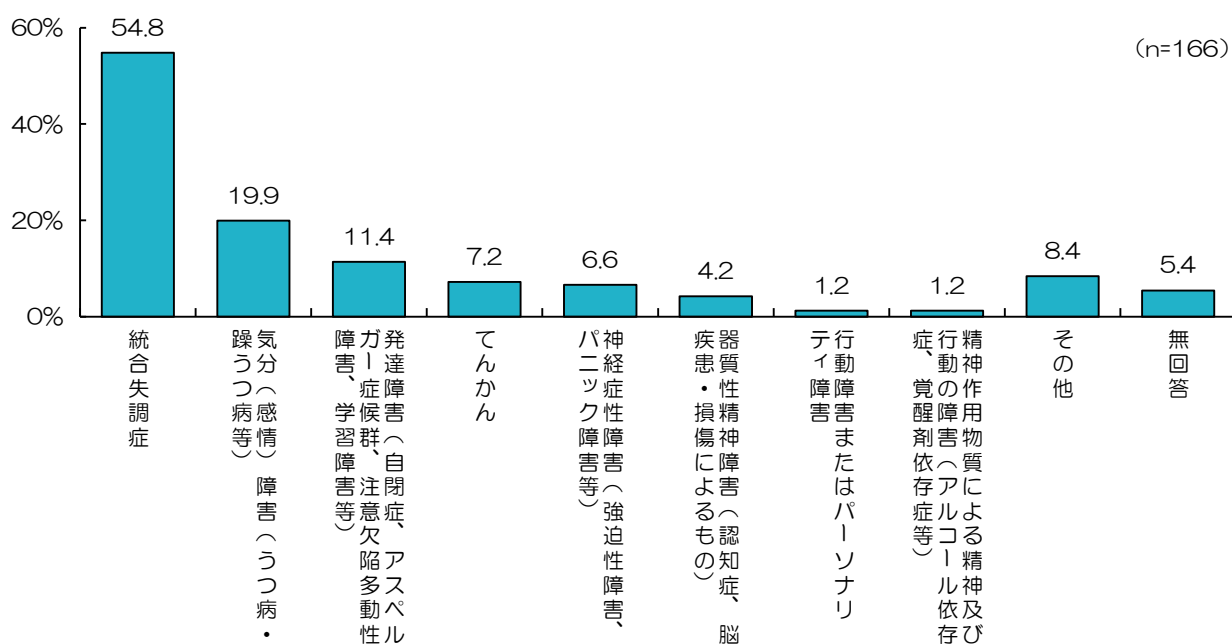
精神障害者保健福祉手帳の所持は、「持っている」が12.7%、「持っていない」が77.4%となっています。

⑦精神障害者保健福祉手帳の等級



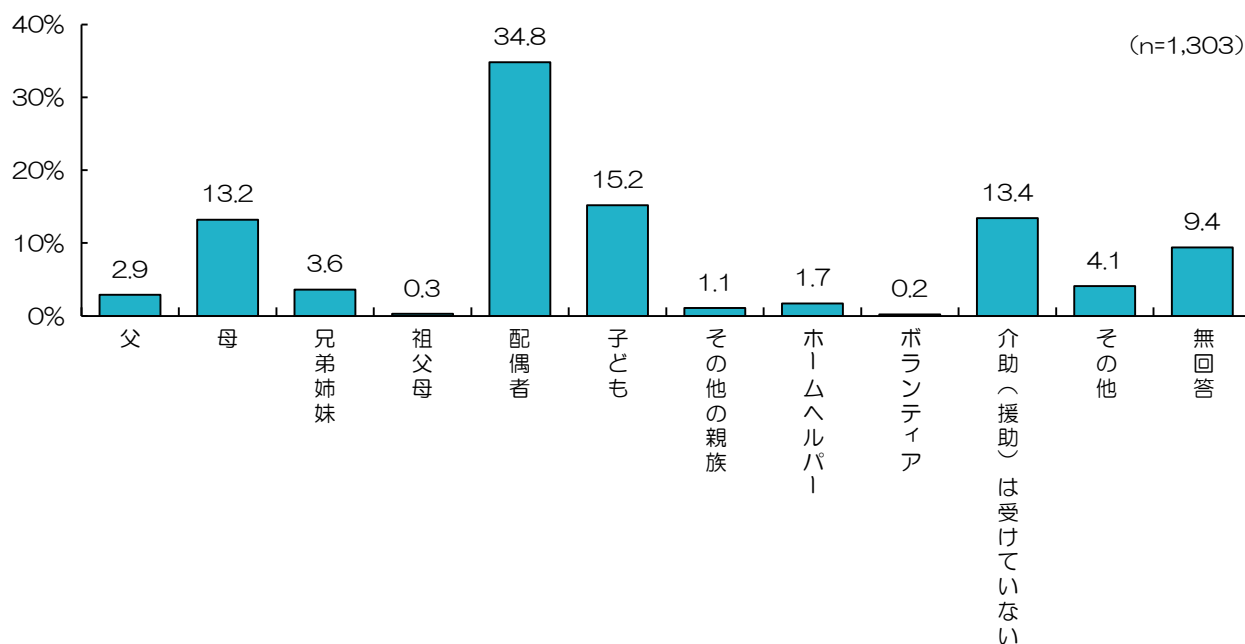
精神障害者保健福祉手帳の等級は、「1級」が7.2%、「2級」が49.4%、「3級」が37.3%となっています。

⑧主な病名



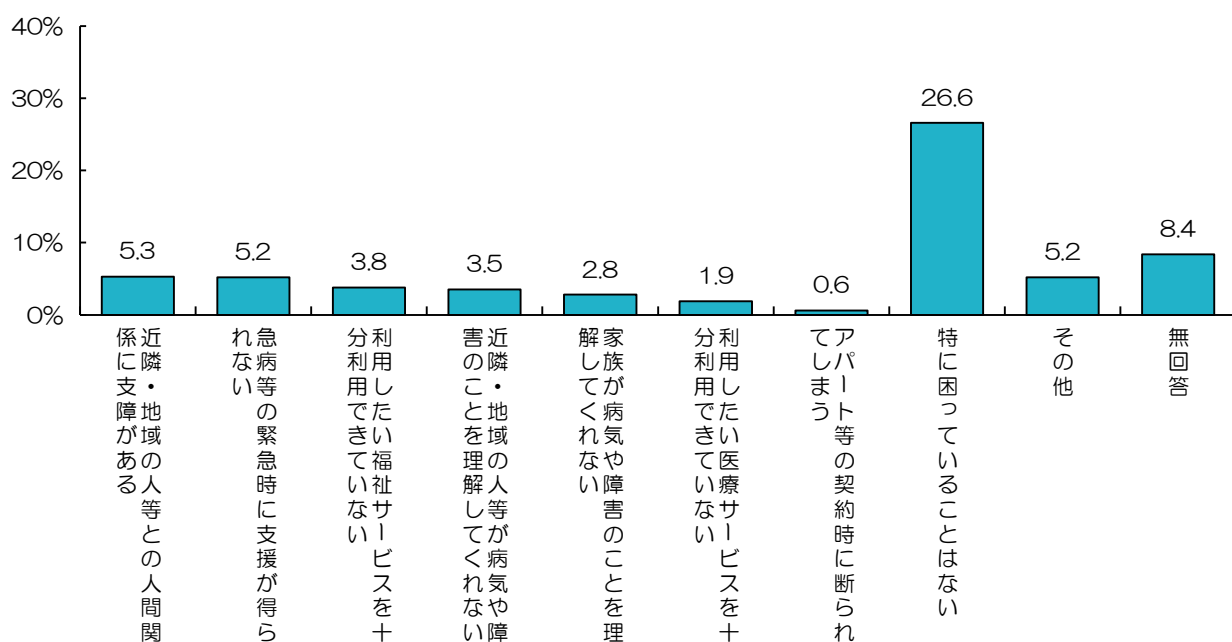
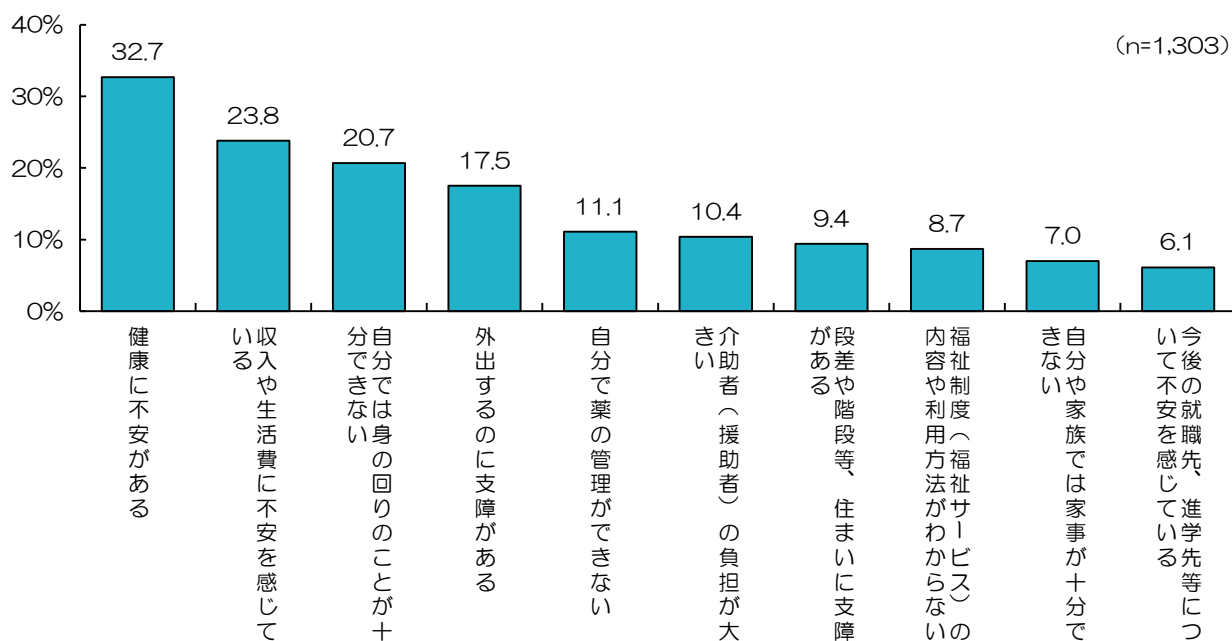
主な病名は、「統合失調症」が54.8%と最も多く、次いで「気分（感情）障害（うつ病・躁うつ病等）」が19.9%、「発達障害（自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害等）」が11.4%などとなっています。

⑨主な介助者



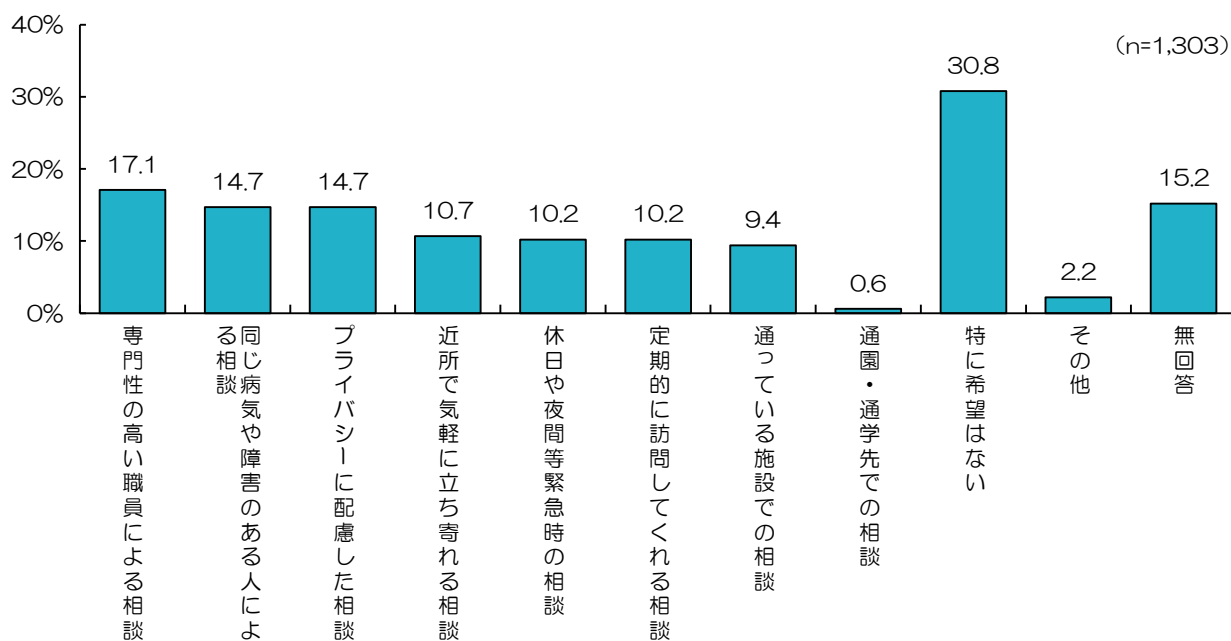
主な介助者は、「配偶者」が34.8%と最も多く、次いで「子ども」が15.2%、「母」が13.2%などとなっています。また、「介助（援助）は受けていない」が13.4%となっています。

⑩日常生活で困っていること



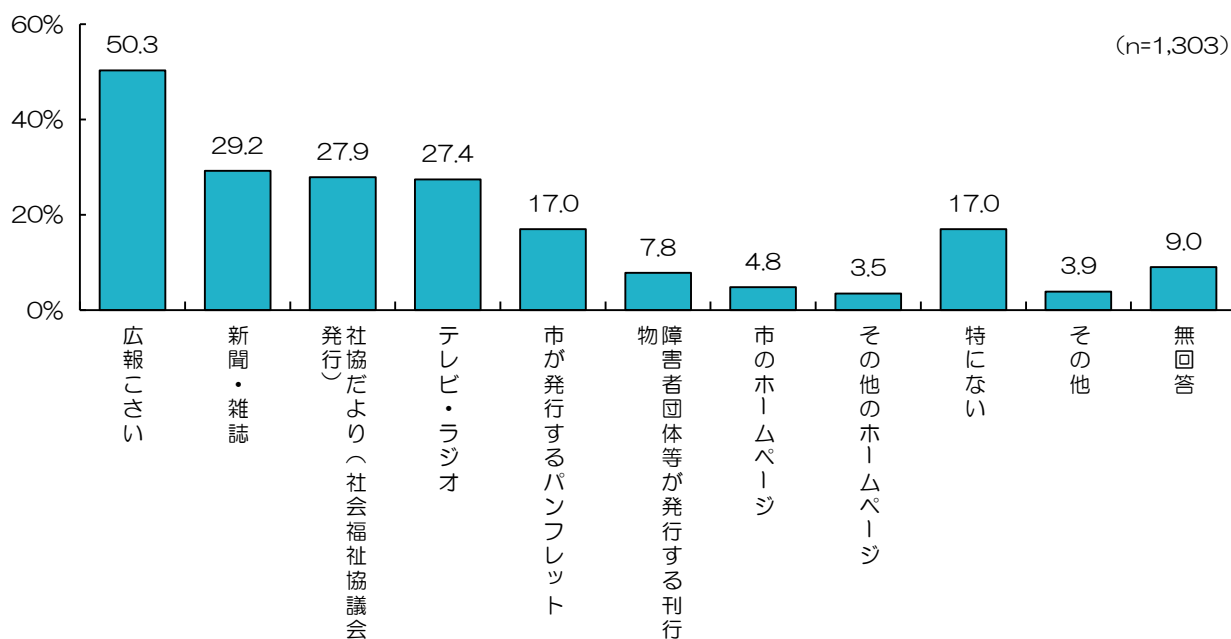
日常生活で困っていることは、「健康に不安がある」が32.7%と最も多く、次いで「収入や生活費に不安を感じている」が23.8%、「自分では身の回りのことが十分できない」が20.7%などとなっています。また、「特に困っていることはない」が26.6%となっています。

⑪便利だと思う相談体制の窓口



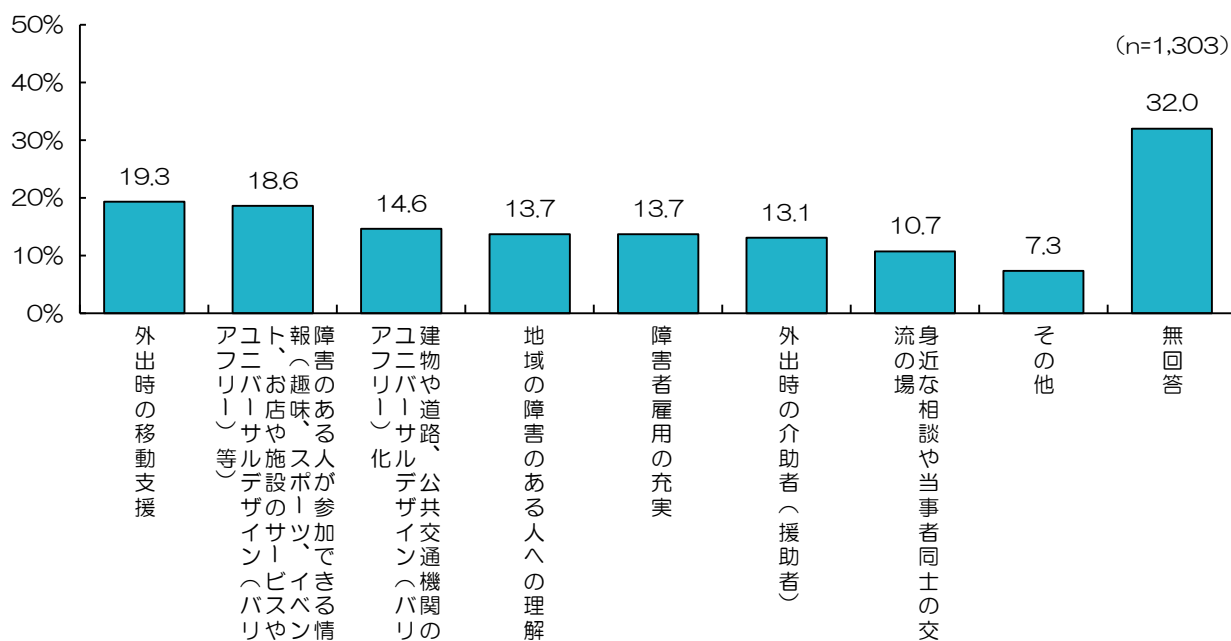
便利だと思う相談体制の窓口は、「専門性の高い職員による相談」が17.1%と最も多く、次いで「同じ病気や障害のある人による相談」と「プライバシーに配慮した相談」が14.7%、「近所で気軽に立ち寄れる相談」が10.7%などとなっています。また、「特に希望はない」が30.8%となっています。

⑫福祉に関する情報の入手手段



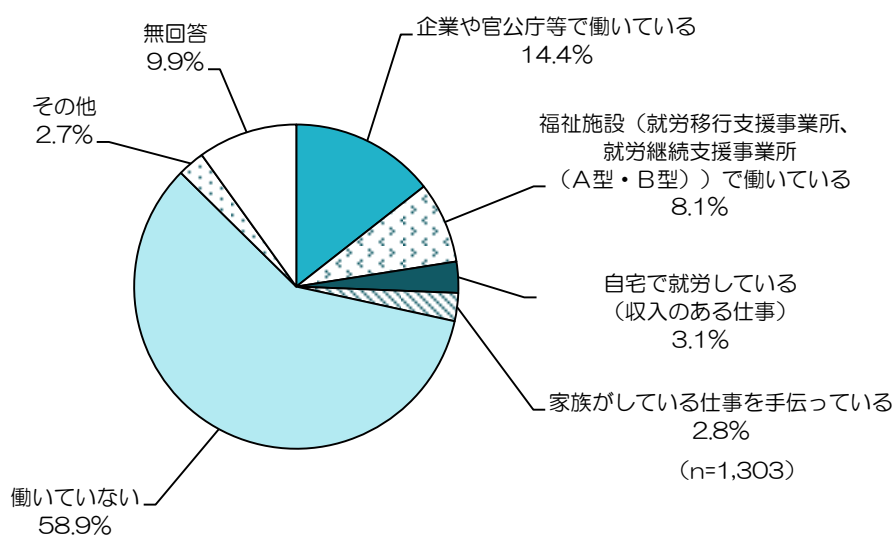
福祉に関する情報の入手手段は、「広報こさい」が50.3%と最も多く、次いで「新聞・雑誌」が29.2%、「社協だより（社会福祉協議会発行）」が27.9%などとなっています。

⑬社会参加をするにあたって必要なもの



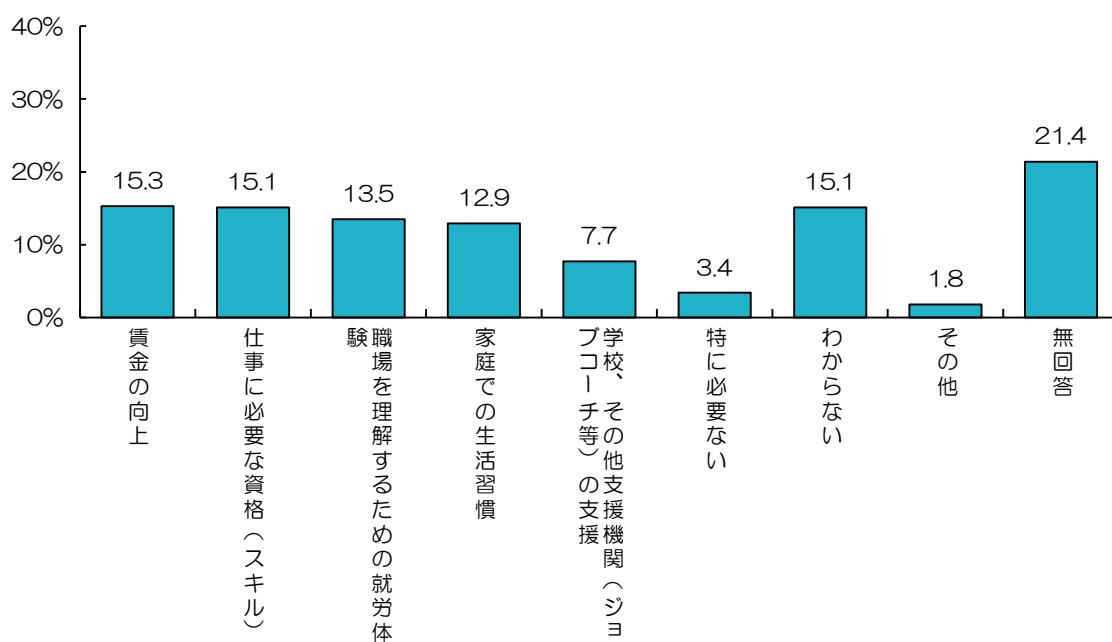
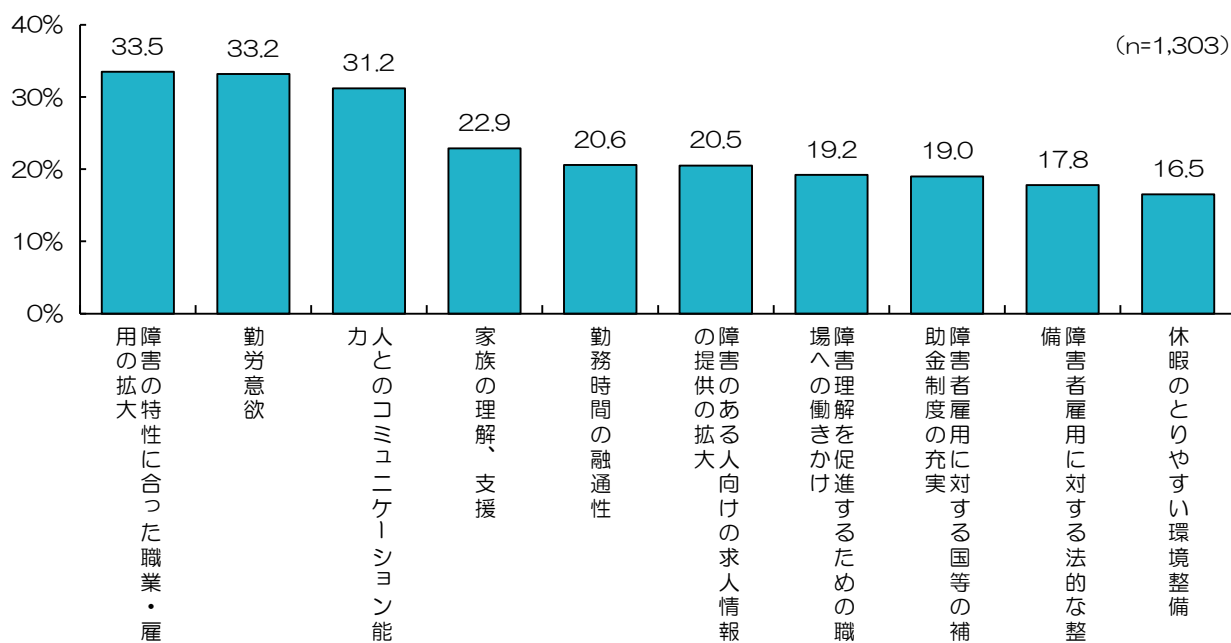
社会参加をするにあたって必要なものは、「外出時の移動支援」が19.3%と最も多く、次いで「障害のある人が参加できる情報 (趣味、スポーツ、イベント、お店や施設のサービスやユニバーサルデザイン (バリアフリー) 等)」が18.6%、「建物や道路、公共交通機関のユニバーサルデザイン (バリアフリー) 化」が14.6%などとなっています。

⑭現在の就労場所



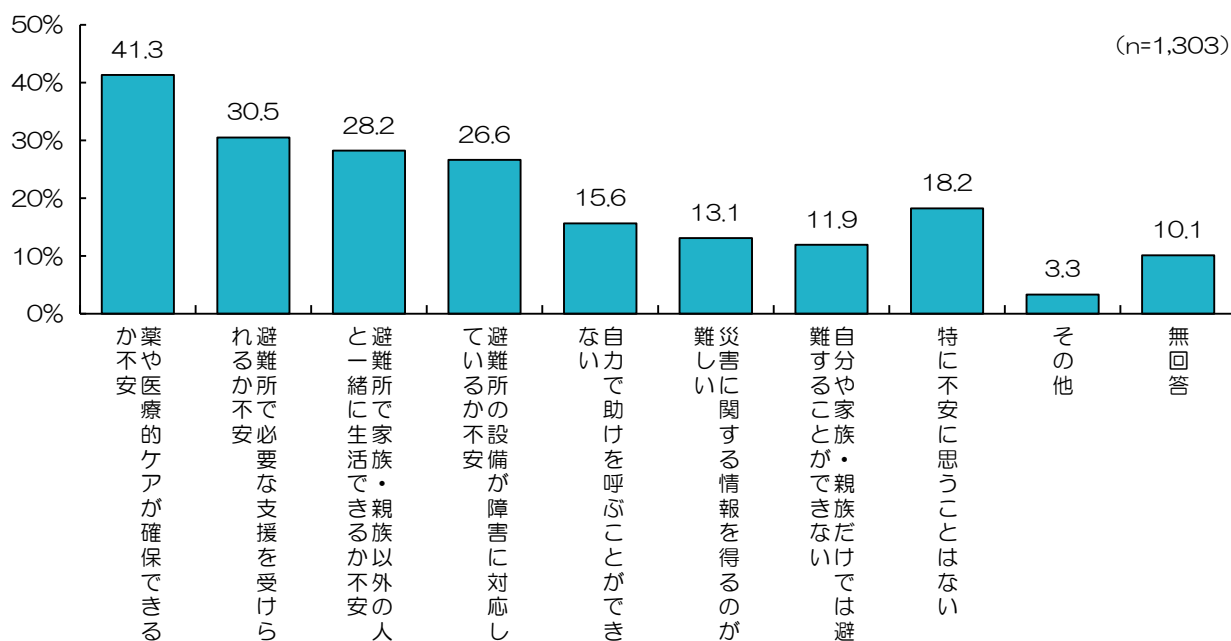
現在の就労場所は、「企業や官公庁等で働いている」が14.4%と最も多く、次いで「福祉施設 (就労移行支援事業所、就労継続支援事業所 (A型・B型)) で働いている」が8.1%、「自宅で就労している (収入のある仕事)」が3.1%などとなっています。また、「働いていない」が58.9%となっています。

⑮就労するために必要だと思うこと



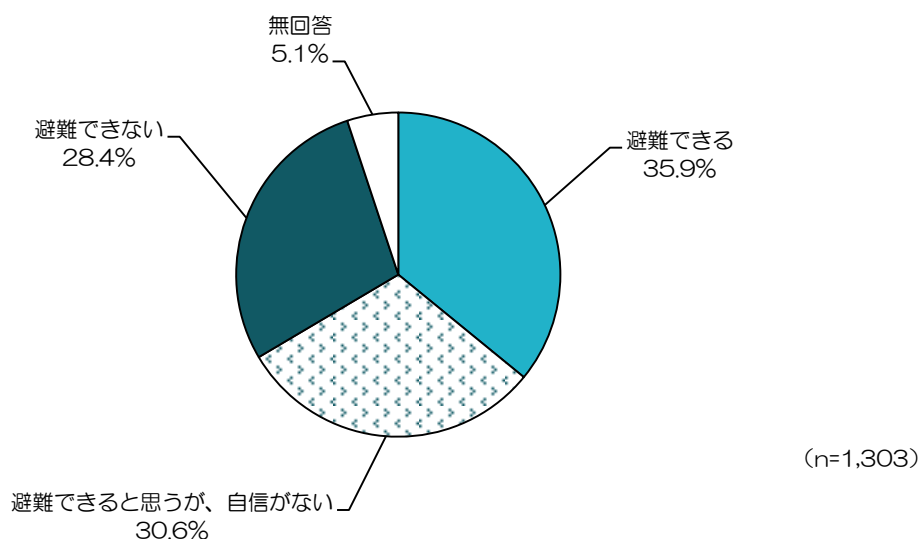
就労するために必要だと思うことは、「障害の特性に合った職業・雇用の拡大」が33.5%と最も多く、次いで「勤労意欲」が33.2%、「人とのコミュニケーション能力」が31.2%などとなっています。

⑩災害発生時に不安に思うこと



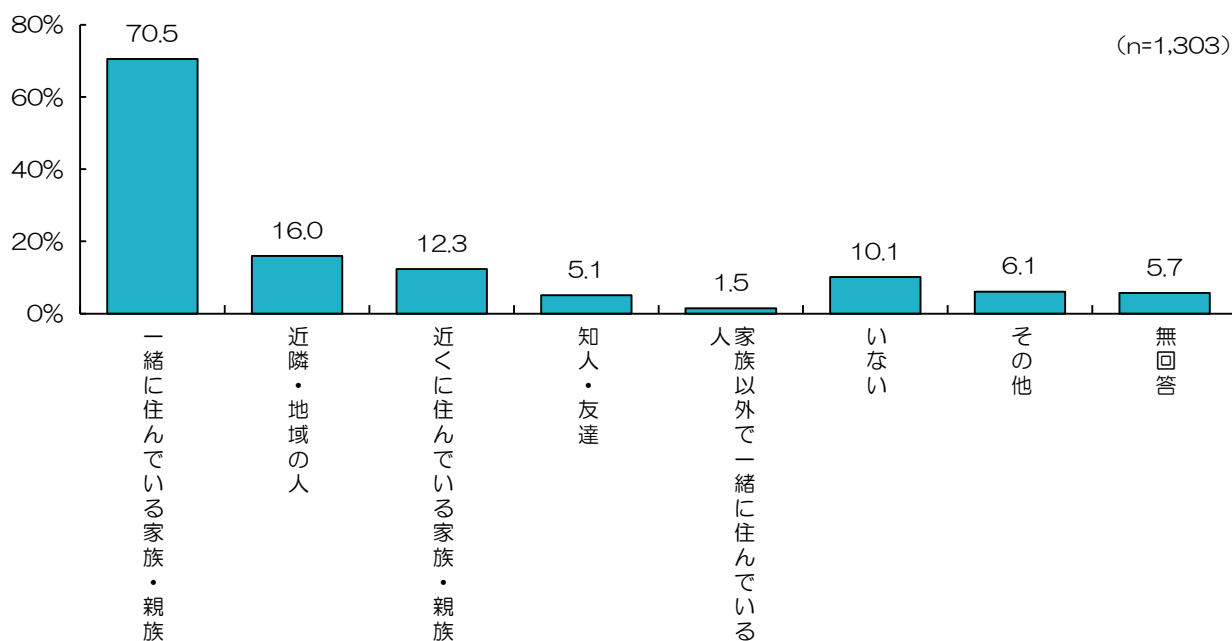
災害発生時に不安に思うことは、「薬や医療的ケアが確保できるか不安」が41.3%と最も多く、次いで「避難所で必要な支援を受けられるか不安」が30.5%、「避難所で家族・親族以外の人と一緒に生活できるか不安」が28.2%などとなっています。

⑪災害発生時に1人で避難できるか



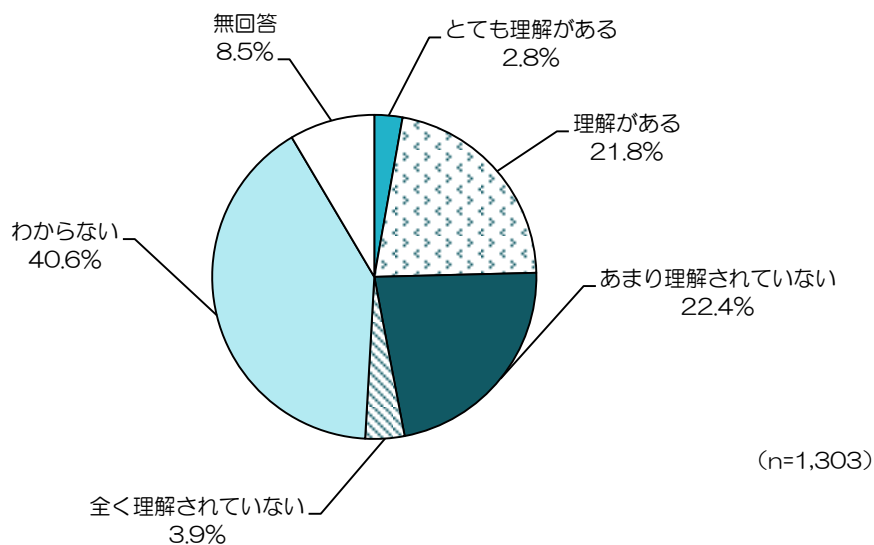
災害発生時に1人で避難できるかは、「避難できる」が35.9%、「避難できると思うが、自信がない」が30.6%、「避難できない」が28.4%となっています。

⑱ 避難を支援してくれる人の有無



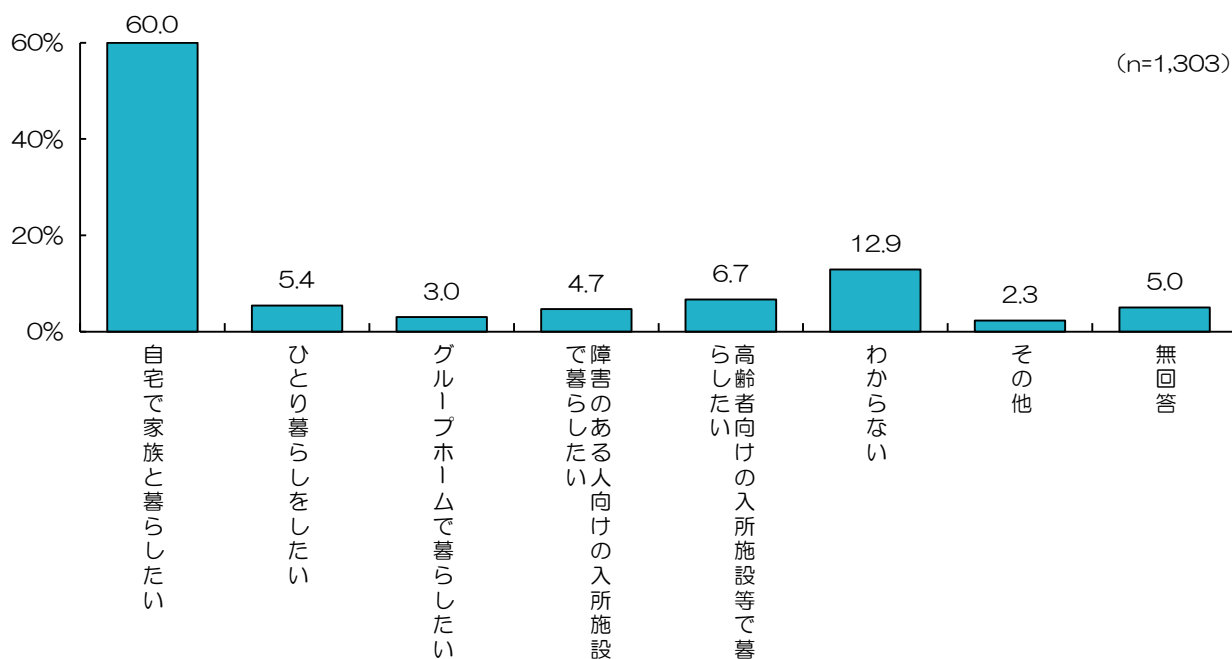
避難を支援してくれる人の有無は、「一緒に住んでいる家族・親族」が70.5%と最も多く、次いで「近隣・地域の人」が16.0%、「近くに住んでいる家族・親族」が12.3%などとなっています。

⑲ 市民の障害に対する理解度



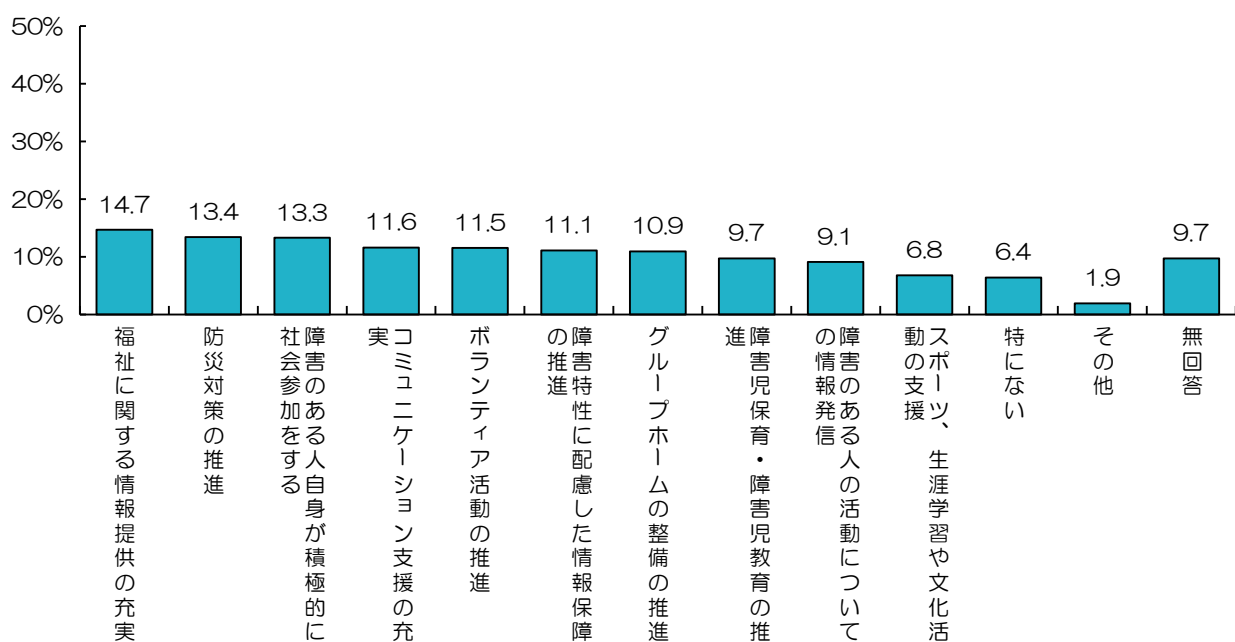
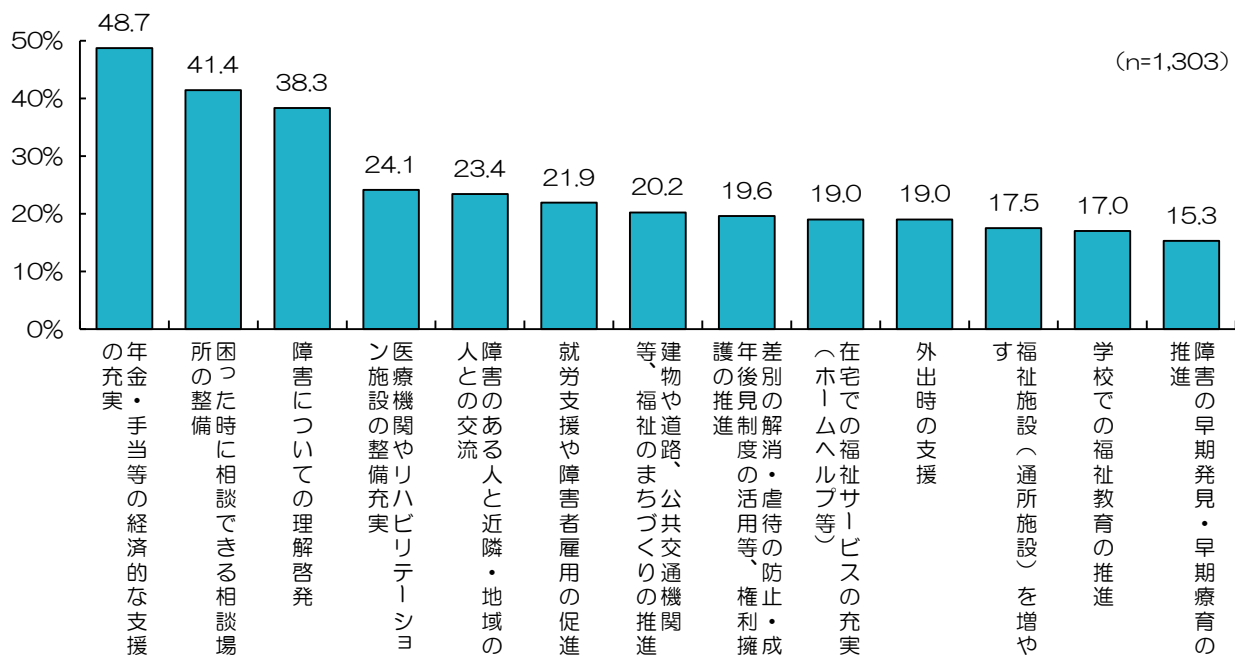
市民の障害に対する理解度は、「あまり理解されていない」が22.4%と最も多く、次いで「理解がある」が21.8%、「全く理解されていない」が3.9%などとなっています。また、「わからなない」が40.6%となっています。

⑳将来希望する暮らし方



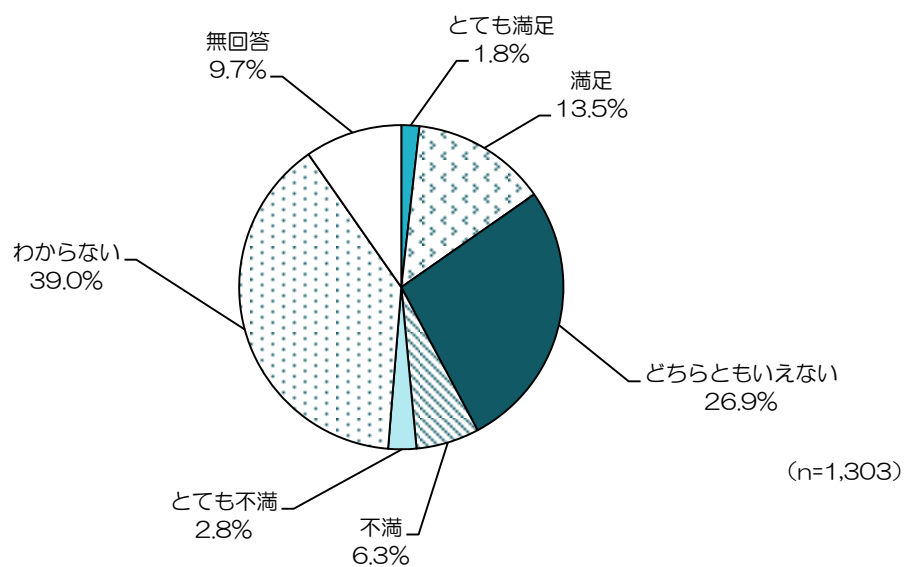
将来希望する暮らし方は、「自宅家族と暮らしたい」が60.0%と最も多く、次いで「高齢者向けの入所施設等で暮らしたい」が6.7%、「ひとり暮らしをしたい」が5.4%などとなっています。また、「わからない」が12.9%となっています。

②障害のある人が安心して暮らしていくために必要なこと



障害のある人が安心して暮らしていくために必要なことは、「年金・手当等の経済的な支援の充実」が48.7%と最も多く、次いで「困った時に相談できる相談場所の整備」が41.4%、「障害についての理解啓発」が38.3%などとなっています。

②湖西市の障害福祉の施策全般への満足度



湖西市の障害福祉の施策全般への満足度は、「どちらともいえない」が26.9%と最も多く、次いで「満足」が13.5%、「不満」が6.3%などとなっています。また、「わからない」が39.0%となっています。

4. 障害児アンケート調査結果

(1) アンケート調査概要

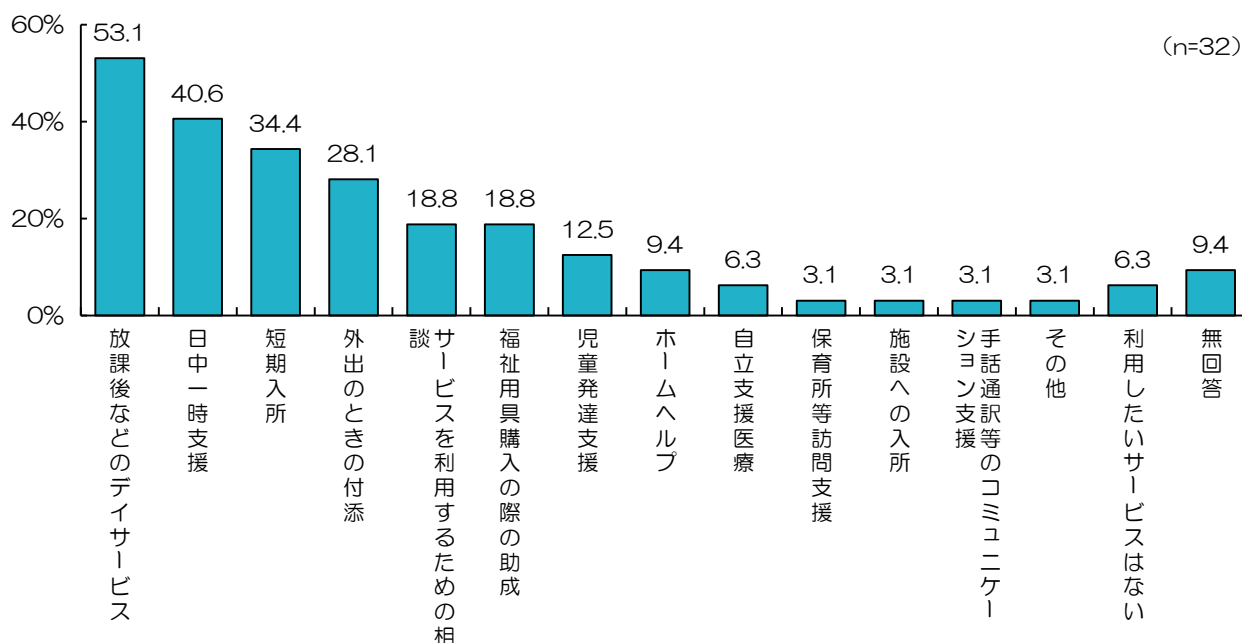
アンケート調査の実施概要は以下の通りです。

- ・調査対象者：静岡県立浜名特別支援学校の生徒
- ・調査期間：平成29年7月1日～平成29年7月21日
- ・調査方法：施設配布・施設回収
- ・回収状況：下表参照

配布数 (A)	有効回収数 (B)	有効回収率 (=B/A)
35	32	91.4%

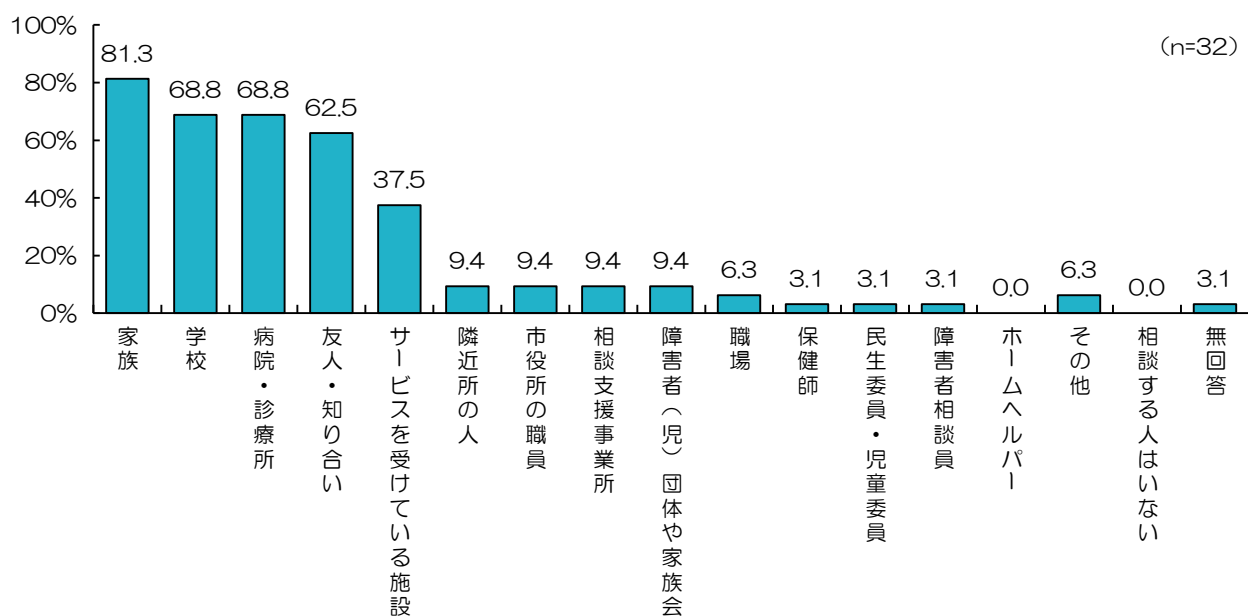
(2) アンケート調査結果【抜粋】

①利用したいサービス



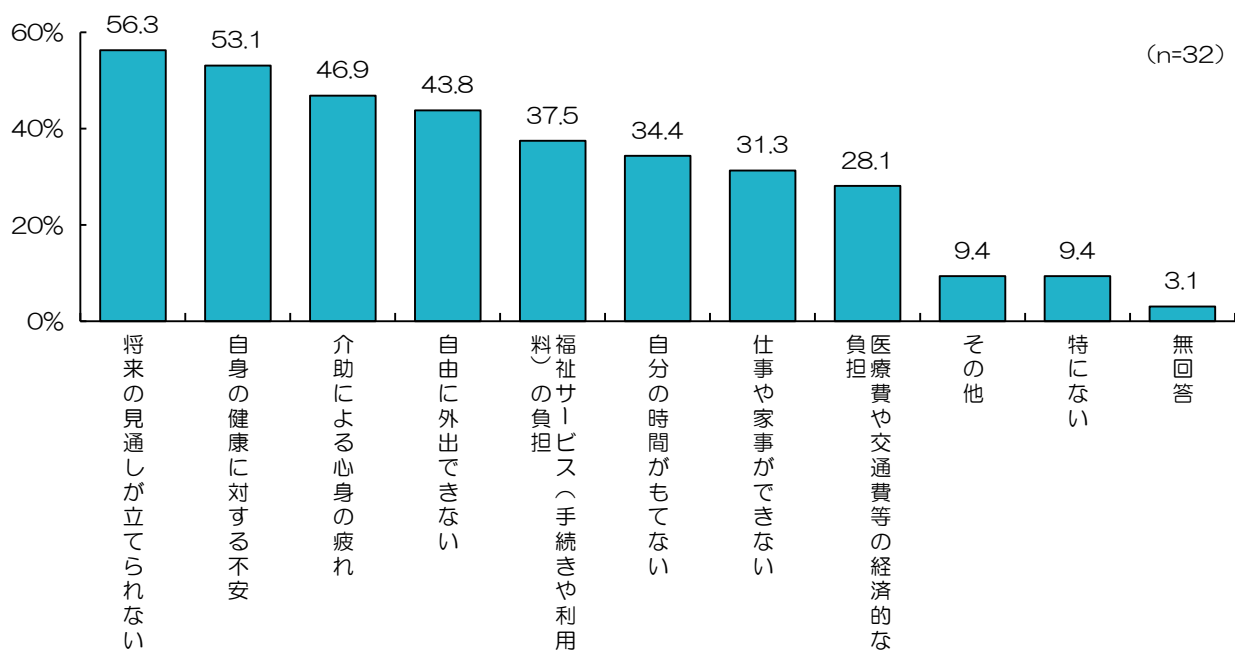
利用したいサービスは、「放課後などのデイサービス」が53.1%と最も多く、次いで「日中一時支援」が40.6%、「短期入所」が34.4%などとなっています。

②相談相手



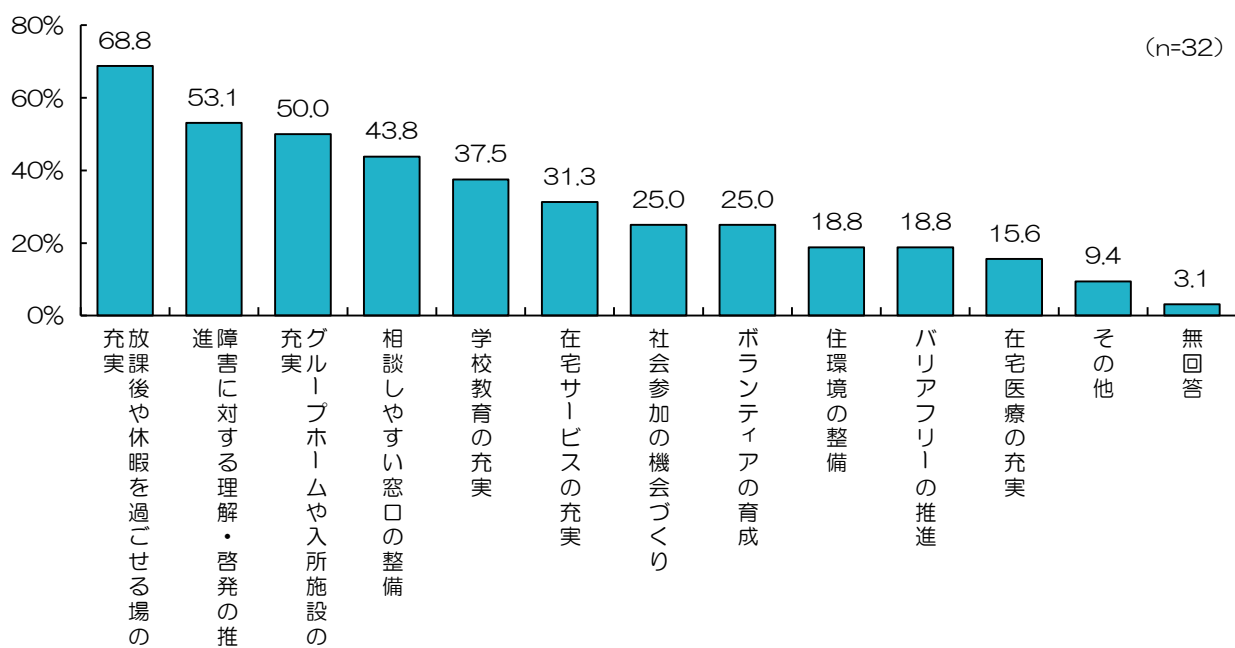
相談相手は、「家族」が81.3%と最も多く、次いで「学校」と「病院・診療所」が68.8%、「友人・知り合い」が62.5%などとなっています。

③困っていること



困っていることは、「将来の見通しが立てられない」が56.3%と最も多く、次いで「自身の健康に対する不安」が53.1%、「介助による心身の疲れ」が46.9%などとなっています。

④安心して暮らせるまちの実現のために必要なこと



安心して暮らせるまちの実現のために必要なことは、「放課後や休暇を過ごせる場の充実」が68.8%と最も多く、次いで「障害に対する理解・啓発の推進」が53.1%、「グループホームや入所施設の充実」が50.0%などとなっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

「新・湖西市総合計画」（2011～2020）では、市の将来像「市民協働で創る『市民が誇れる湖西市』」の実現に向け、7つのまちの姿を設定しており、本計画ではその中の「ふれあいあふれる、はつらつとしたまち」において、「だれもが互いに尊重する（障害者（児）福祉）」として位置付けられています。

また、平成25年に施行された障害者総合支援法においては、「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」とする基本理念が明記され、障害の有無によって、分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら生活する共生社会の実現が示されました。

本市においては、これまで障害の有無にかかわらず、互いを理解し、尊重しあい、協力して障害のある人の自立した地域生活の実現を目指し、「わかりあい、ふれあい、支えあう 誰もが互いに尊重する共生のまち こさい」を基本理念として施策を展開してきました。

この考え方は障害者総合支援法で示されている共生社会の実現の理念に通じるものであるため、湖西市第3次障害者計画の基本理念を受け継ぎ、「湖西市第4次障害者計画」及び「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の理念を以下とします。

【基本理念】

わかりあい、ふれあい、支えあう
誰もが互いに尊重する共生のまち こさい

2. 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 障害者理解の促進

地域共生社会の実現においては、地域住民が障害に対する正しい理解を持つことが必要です。障害に対する正しい理解を得られるような広報・啓発活動を行うとともに、交流活動や福祉教育を推進するだけでなく、地域で共に支えあう体制を整備していくことで、障害者理解の促進を図ります。

基本目標Ⅱ 自立及び社会参加の促進

障害のある人が地域で自分らしい暮らしを実現していくためには、地域での自立した生活や社会参加が必要です。

教育等に関する支援体制を確立するとともに、雇用・就労や生涯学習等の支援を進めることで、障害者の自立及び社会参加を促進します。

基本目標Ⅲ 地域生活支援の充実

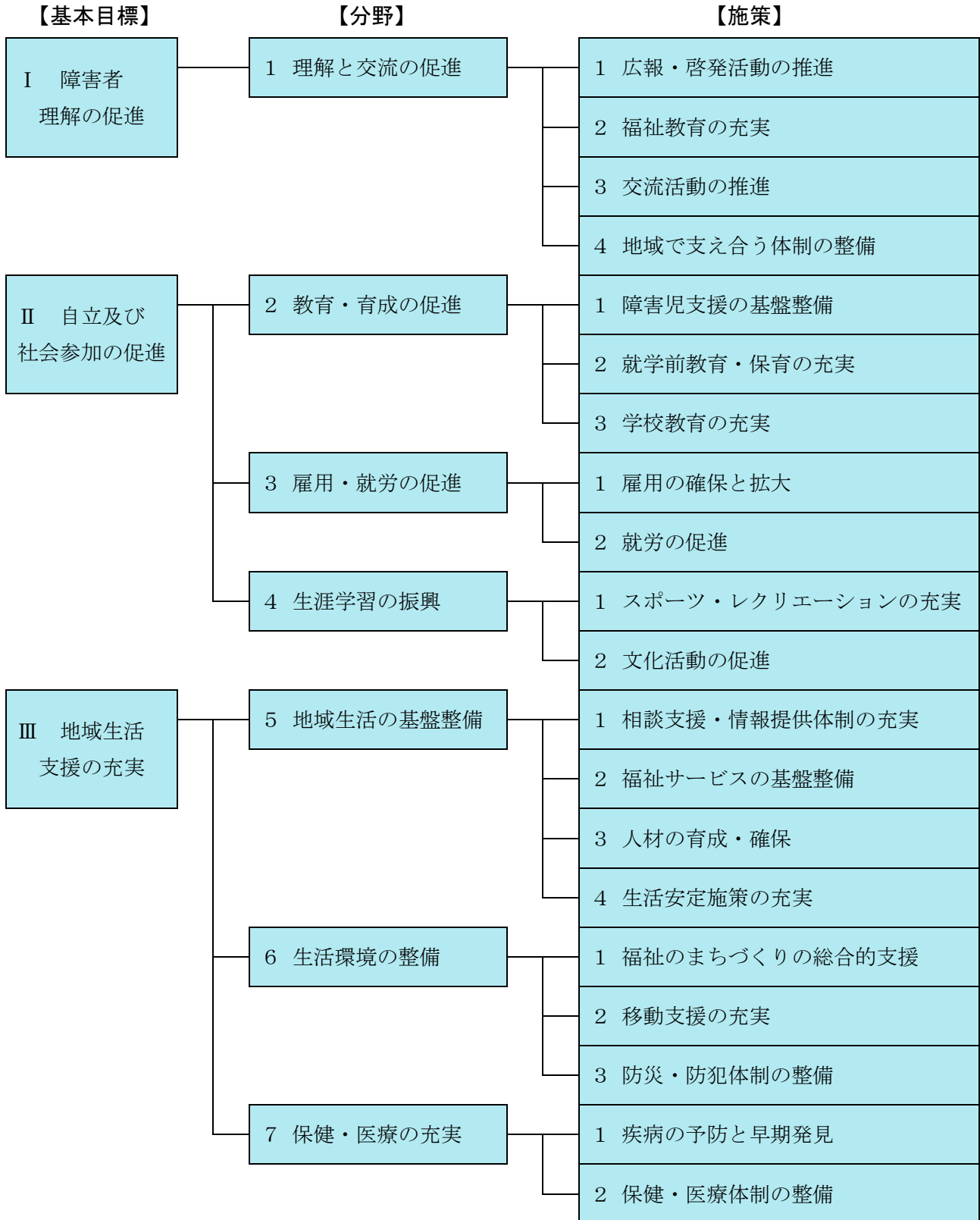
障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、地域生活を支援する体制の整備が必要です。

地域における障害福祉サービスを支える基盤整備を行うとともに、ユニバーサルデザイン等の考え方に基づく生活環境の整備や保健・医療の充実を行うことで、地域生活支援の充実を図ります。

3. 施策の体系

【基本理念】

わかりあい、ふれあい、支えあう 誰もが互いに尊重する共生のまち こそい



第4章 第4次障害者計画

基本目標Ⅰ 障害者理解の促進

分野1 理解と交流の促進

【現状・課題】

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、障害の有無にかかわらず、共に地域で暮らす一員であるという認識を持ち、理解と交流を深めていくことが大切です。障害者総合支援法においても、障害の有無によって、分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら生活する共生社会の実現が示されており、地域住民の相互理解が重要です。

アンケート調査では、市民の障害のある人に対する理解について、理解があると答えた割合が24.6%となっており、障害に対する理解の推進を更に進めていく必要があることがわかります。

広報・啓発活動の推進、福祉教育の充実、交流活動、地域で支え合う体制の整備を通じて、障害に対する理解と交流を促進していきます。

施策1 広報・啓発活動の推進

市民が障害に対する正しい知識を持つためには、障害に関する知識を得る機会の創出・充実が必要です。様々な場所で福祉に関する理解を得られる場を充実させることは、市民全員が福祉に関する知識を学ぶ機会を得ることにもつながります。

障害に関する理解を促進する機会の充実や、障害のある人についての情報発信を行うことで、広報・啓発活動を推進し、障害に対する市民の正しい理解を支援していきます。

<施策の方向性>

○ 障害に関する理解を促進する機会の充実 ○

- 社会福祉協議会と協力し、福祉懇談会等を開催し、障害に関する知識の啓発を行います。
- 障害に関する理解を促進するイベントや講習会の開催を支援します。

○ 障害のある人についての情報発信 ○

- 障害者週間等の機会を活用し、障害福祉に関する啓発活動を実施します。
- 「広報こさい」や「社協だより」、ホームページやSNS等の様々な情報媒体を用いて、障害に関する情報提供を行います。

施策2 福祉教育の充実

子どものころから障害に対する正しい理解を得たり、ボランティア活動を経験することは、差別や偏見のないまちづくりを実現するための基盤となります。

学校だけではなく、様々な主体による福祉教育の推進を図ることで、福祉教育を充実させます。

<施策の方向性>

○ 学校教育等における福祉教育の推進 ○

- 社会福祉施設での体験学習やボランティア活動等の福祉体験学習の充実を図ります。
- 障害の有無にかかわらず、児童・生徒が交流を図れるよう、普通学級と特別支援学級の交流を促進します。
- 社会福祉協議会と連携し、中学生以上の生徒を対象とした「ちょこっとボランティア」、小学校4年生以上の児童・生徒を対象とした「わくわくチャレンジ」等、児童・生徒のボランティア活動への参加機会を充実します。

施策3 交流活動の推進

個人情報保護の関係から、障害の有無にかかわらず地域の人と積極的なかかわりを持つことが難しくなっていますが、様々な人との交流は、地域で共に暮らす一員であるということや、地域で支え合うことの大切さを学ぶ重要な機会となります。

交流機会や場所の充実を行うとともに、障害者団体の活動の活性化を通じて、交流機会の拡充を図ります。

<施策の方向性>

○ 交流機会や場所の充実 ○

- 国や県が実施する各種大会への参加について、地域の団体や地域住民に対して広報・啓発を行うことで、参加を促進します。
- 社会福祉協議会と連携し、障害のある人と交流ができる機会の充実を図ります。
- 公共施設の空きスペースを活用し、障害のある人やその家族、地域住民等、様々な人の交流・活動の場を提供します。
- 社会福祉協議会と連携し、「こさいふれあい広場」等をはじめとした、地域住民が交流を深め、支え合う地域づくりについて考えるきっかけとなるようなイベントを充実させます。

○ 障害者団体の活動の活性化 ○

- 障害者団体が主催する講習会やレクリエーション事業等の実施を支援し、活動の活性化を図ります。
- 障害者手帳交付時に、障害者団体を紹介し、団体の周知を図ります。
- 障害福祉の推進を目的に活動する団体に対して、運営費の助成等を行い、活動の活性化を図ります。

施策4 地域で支え合う体制の整備

高齢者や障害のある人への虐待や生活困窮等の様々な社会問題が生じており、福祉に対するニーズは多様化しています。そのような中で、行政だけでは対応しきれない福祉ニーズに対応するためには、ボランティアや地域住民が地域で支え合える環境を整備していく必要があります。

ボランティア・NPO活動の推進や地域における見守り体制を確立することで、地域で支え合う体制を整備していきます。

<施策の方向性>

○ ボランティア・NPO活動の推進 ○

- 安心してボランティア活動が行えるよう、ボランティアネットワークの加入に合わせ、ボランティア保険の普及や加入促進を図ります。
- ボランティアネットワークを活用し、障害のある人がボランティアによる必要なサービスを受けられる体制を整備します。
- ボランティア団体や、その活動内容についての紹介や講演会を開催し、ボランティア活動への理解を深め、ボランティアを行う人の拡大を図ります。
- 社会福祉協議会と連携し、ボランティア連絡協議会を開催します。
- 障害福祉サービスを提供しているNPO法人に対して、運営についての情報提供を行う等により、活動を支援します。
- 障害福祉活動を行うNPO法人の立ち上げを支援します。
- 「社協だより」や市のホームページを活用し、ボランティアに関する情報を市民に提供します。
- ボランティアネットワークの紹介冊子の発行や、ボランティア交流会などにより、ボランティア活動を行う団体や個人が情報交換できる機会を提供します。
- ボランティア情報の提供を通じて、ボランティアを必要としている人と、ボランティアをしたい人を結びつける仕組みづくりを推進します。

○ 地域における見守り体制の確立 ○

- 民生委員と連携を強化し、地域の障害のある人の状況を把握するとともに、障害に関する情報支援を行います。
- 市民に対して、地域における声掛けや安否確認の重要性について周知を行うことで、地域における見守り体制を整備していきます。

基本目標Ⅱ 自立及び社会参加の促進

分野2 教育・育成の促進

【現状・課題】

近年、言葉や社会性などの発達に遅れがみられる発達障害をはじめとした、障害のある子どもが増加しています。障害のある子どもの特性は一人ひとりの障害の状態等によって異なるため、子どもの特性やニーズに応じた支援を行うことが必要です。

アンケート調査では、安心して暮らせるまちの実現のために必要なことについて、「放課後や休暇を過ごせる場の充実」が68.8%と最も多くなっていますが、「障害に対する理解・啓発の推進」が53.1%、「グループホームや入所施設の充実」が50.0%となっていることなどから、様々なニーズがあることがわかります。

障害児支援の基盤整備、就学前教育・保育の充実、学校教育の充実等を通じて、障害児に対する教育・育成を促進していきます。

施策1 障害児支援の基盤整備

障害児に対する支援においては、障害児の特性に応じた支援だけではなく、ライフステージに応じた切れ目のない支援を展開していくことが必要です。また、相談体制の充実を図ることで、障害児だけではなく、その保護者への支援を行うことも重要となります。

障害児の特性に応じたライフステージごとの支援や相談体制の整備により、障害児に関する支援体制の確立を図ります。

<施策の方向性>

○ 障害児に関する支援体制の確立 ○

- 障害の特性・ライフステージに応じた障害児福祉サービスの充実を図ります。
- 専門的な知識を持った相談員の配置や関係機関との連携により、障害の特性・ライフステージに応じた相談ができる体制を整備します。
- 基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う、児童発達支援センターの充実を図ります。
- 各種健康診査の充実や受診率の向上等により、早期に障害を発見し、早期対応につなげていくことができる体制を整備します。
- 子育て支援センターや健康福祉センター内において、療育（発達）支援を行う相談窓口、教室を充実させます。

施策2 就学前教育・保育の充実

保育所や幼稚園に通う障害児に対し、障害の特性に合わせた支援を行い、健全な成長発達を促進していくことが重要です。

保育士や幼稚園教諭の資質の向上や保育所等訪問支援等、障害児を受け入れる保育所や幼稚園の体制を整備することで、就学前教育・保育の充実を図ります。

<施策の方向性>

○ 障害児保育の充実 ○

- 保育士や幼稚園教諭等の加配により、障害児の受け入れ体制の充実を図ります。
- 特別支援学級を置く小・中学校との連携強化を図ります。
- 保育士や幼稚園教諭の資質向上を図る研修を実施します。
- 専門的な立場から訪問指導を行う「保育所等訪問支援」を実施します。

施策3 学校教育の充実

障害のある児童・生徒が自分自身の能力を発揮し、将来的に自立した生活を送れるよう、特別支援教育を充実していく必要があります。そのためには、個に応じた相談や指導を行うことが必要です。

相談・指導体制の整備や一人ひとりに応じた教育・支援の推進、障害のある子どもの放課後支援の充実を行うことで、学校教育の充実を図ります。

<施策の方向性>

○ 相談・指導体制の整備 ○

- 障害の特性や個性に応じた適切な教育を受けられるよう、湖西市就学支援委員会を開催します。
- 園・学校訪問等を計画的に行うことにより、適正な学習指導を実施します。
- 就学相談の充実により、早期療育・教育を推進します。
- 児童・生徒一人ひとりの能力や個性に応じた進路を選択していけるよう、関係機関との連携を強化し、指導の充実を図ります。
- 児童・生徒一人ひとりの能力や個性を活かしながら社会に貢献できる力を身に付けられるよう、作業学習の充実を図ります。

○ 一人ひとりにあった教育・支援の推進 ○

- 教育、福祉、保健等の関係機関と連携し、特別支援教育の充実を図ります。
- 発達障害をはじめとした様々な障害に関する教職員研修への参加を促進し、教育力の向上を図ります。

○ 障害のある子どもの放課後支援の充実 ○

- 障害のある児童の放課後や長期休暇中の居場所をつくとともに、療育の場としても活用できる「放課後等デイサービス」を実施します。
- 放課後児童クラブにおいて、障害のある子どもの受け入れを促進します。

分野3 雇用・就労の促進

【現状・課題】

障害のある人が地域で自立した生活を実現するためには、障害の有無にかかわらず就労できる環境を整備していくことが必要です。また、就労は社会の中での自分の役割の認識にもつながるため、障害のある人の生きがいがいづくりにもつながります。

アンケート調査においては、58.9%の人が働いていないと答えており、障害のある人の雇用状況が厳しいことがわかります。また、働きたくないと答えた人も17.9%となっており、障害のある人が働きたいと思えるような環境を整備していくことも必要です。

雇用の確保と拡大、就労の促進を図ることを通じて、障害のある人の雇用・就労を促進していきます。

施策1 雇用の確保と拡大

障害のある人が就労するためには、企業側が障害の特性や障害に対する正しい理解を持つだけでなく、障害のある人が働きやすい環境を整備することが必要です。

企業に対して、障害者雇用に関する働きかけを行うことで、障害のある人の雇用の確保と拡大を図ります。

<施策の方向性>

○ 障害のある人の雇用機会の拡大 ○

- 公共職業安定所等と連携を図り、障害者雇用促進法や雇用助成金・支援等についての情報提供を行います。
- 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率を下回る企業や事業者について、関係機関を通じて障害者雇用についての啓発及び働きかけを行います。
- ユニバーサルデザイン化についての情報提供を行うことで、障害者雇用の基盤整備を図ります。

施策2 就労の促進

障害のある人の就労においては、学校卒業後の社会参加の場の確保や一般就労への準備の場の確保が必要です。

障害の特性に応じた就労支援を行うことで、就労に必要な能力の育成や、一般就労につなげるための就労支援サービスの充実を図ります。

<施策の方向性>

○ 障害の特性に応じた就労支援 ○

- 障害福祉サービスにおける就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援を行います。

分野4 生涯学習の振興

【現状・課題】

スポーツ活動や文化活動を行うことは、障害の有無にかかわらず、健康づくりや生きがいづくりにつながります。また、スポーツ活動や文化活動を通じた交流は、障害のある人とない人の交流する機会にもなり、気軽にスポーツ活動や文化活動に参加できる環境を整備していくことが重要です。

アンケート調査における最近行った社会参加では、趣味等の文化芸術活動と答えた人が8.1%、スポーツと答えた人が7.5%となっており、多くの人がスポーツ活動や文化活動に参加しているとはいえない状況にあります。

スポーツ・レクリエーションの充実や文化活動の促進を通じて、障害の有無にかかわらず、スポーツ活動や文化活動といった生涯学習に取り組める環境を整備します。

施策1 スポーツ・レクリエーションの充実

障害の有無にかかわらず、自主的・積極的にスポーツ活動やレクリエーションに取り組める環境を整備していくことが必要です。また、普段スポーツ活動やレクリエーションを行わない障害のある人が気軽に参加できるような環境をつくることも重要です。

スポーツ活動やレクリエーションの充実を図るとともに、指導員の育成を行うことで、障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を推進していきます。

<施策の方向性>

○ スポーツ活動の推進 ○

- 静岡県障害者スポーツ協会と連携し、障害のある人が参加できるスポーツ教室を開催します。
- 障害者スポーツ交流会を支援し、障害のある人が楽しめるスポーツ活動やレクリエーションの充実を図ります。
- スポーツ推進委員に対して、障害者スポーツ指導員養成講座への参加を促進することで、指導員の育成を図ります。

施策2 文化活動の促進

文化活動や学習活動は日々の生きがいづくりや日中の居場所づくりにもつながります。文化活動や学習活動の内容の充実、情報提供を通じて、文化活動の促進を図ります。

<施策の方向性>

○ 文化活動・学習活動の促進 ○

- 文化活動・学習活動に関する情報提供を充実させることで、障害のある人の参加を促進します。
- 障害のある人の作品展の開催等、障害のある人の芸術作品を展示する機会や場所の充実を図ります。

基本目標Ⅲ 地域生活支援の充実

分野5 地域生活の基盤整備

【現状・課題】

障害のある人が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現するためには、様々な福祉サービスが整備されていることが必要です。また、福祉サービスが提供されるだけでなく、障害の特性やライフステージに応じた適切な支援体制を整備していくことも重要です。更には、福祉サービスを提供する人材の育成・確保も同時に推進していく必要があります。

アンケート調査においては、障害のある人が安心して暮らしていくために必要なことについて、経済的な支援が48.7%と最も多い一方で、困った時に相談できる相談場所の整備が41.4%と高くなっており、経済的な支援に加えて、相談体制の整備が求められていることがわかります。また、湖西市の障害福祉施策への満足度については、満足していると答えた人は15.3%となっており、ニーズに応じた障害福祉施策を更に充実させていくことが必要です。

相談支援・情報提供体制の充実、福祉サービスの基盤整備、人材の育成・確保、生活安定施策の充実を図ることで、地域生活の基盤整備を推進します。

施策1 相談支援・情報提供体制の充実

障害のある人が必要な情報を得られること、必要な相談ができることは、必要かつ適切なサービスを受けられることにつながります。また、家族介護者が介護における不安や悩みを相談できる場の確保も重要です。

相談支援体制の整備・充実、福祉制度の周知と利用促進、障害のある人の家族への支援を通じて、相談支援・情報提供体制の充実を図ります。

<施策の方向性>

○ 相談支援体制の整備・充実 ○

- 生活支援から情報提供まで、障害のある人やその家族の様々な相談に応じられるよう、関係機関との連携を強化し、ネットワーク化するとともに、相談窓口の充実を図り、障害のある人への総合的相談体制の整備を図ります。
- 市役所に相談窓口を設置し、専門的な人材を配置します。
- 身体障害のある人や、知的障害のある人の保護者などに相談員を委託し、実体験に基づいた助言や、必要な情報の提供を行います。
- 障害のある人の総合的な相談や成年後見制度の利用支援を行う「基幹相談支援センター」について、設置を検討します。
- 県の実施する研修などへの参加促進を図り、相談員の資質向上を図ります。
- 市が指定する特定相談支援事業者などとの連携のもと、障害のある人からの相談に対応し、助言や情報提供等の支援を行います。
- 特定相談支援事業者との連携を強化し、障害のある人のニーズや特性に応じたサービス等利用計画等の作成を行います。

○ 福祉制度の周知と利用促進 ○

- 障害のある人が必要ときに必要な情報を得られるよう障害福祉のしおりを手帳交付時に配布します。また、障害福祉のしおりの改定・充実を図ります。
- 障害のある人のための制度をより多くの人に知ってもらうため、市のホームページに障害に関する制度を掲載し、利用促進を図ります。

○ 障害のある人の家族への支援 ○

- 障害のある人や介護する家族の心身の負担軽減を図るため、障害のある人や介護する家族同士の交流の場の充実を図ります。
- 精神障害のある人や家族に対し、保健福祉に関する交流の機会や情報などを提供し、障害に対する理解や適切な対応ができるよう支援し、自立を促進します。

施策2 福祉サービスの基盤整備

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとして、サービス提供事業所により居宅介護等の訪問系サービスが提供されています。また、障害のある人の日中の生活の場として、生活介護、就労移行支援、就労継続支援などの日中活動系サービスが提供されています。これらのサービスの詳細は、サービスの具体的な数値目標を定め、サービスの提供体制を確保することを目的に策定された障害福祉計画・障害児福祉計画に記載されています。

サービスの質の向上を図るとともに、必要なサービスを受けられるようニーズの把握を行い、福祉サービスの基盤整備を充実させます。

< 施策の方向性 >

○ 障害福祉サービス及び障害児福祉サービスの充実 ○

- 社会福祉協議会やサービス提供事業所等と連携し、障害福祉サービス及び障害児福祉サービスの質の向上を図ります。
- 障害のある人に対するアンケート等の実施を通じて、必要なニーズや課題を把握します。

施策3 人材の育成・確保

質の高い障害福祉サービスを提供していくためには、サービスを提供する福祉人材の育成・確保が重要です。また、人材の資質の向上も必要です。

障害のある人の社会生活や、円滑なサービス利用を援助できるよう、手話や要約筆記通訳者など、人材の育成を図ります。

<施策の方向性>

○ 人材の育成・確保と資質の向上 ○

- 県主催の手話通訳者養成講座や、要約筆記者養成講座への参加を促進します。
- 手話奉仕員養成講座を実施するとともに、講座の広報・周知により参加者の確保を図ります。
- 各種団体、組織などと協力し、音訳や点字など新たな講習会の開催を検討します。
- 介護保険サービスの対象となる障害のある人がサービスを円滑に利用できるよう、高齢者福祉に関する知識のあるコーディネーターを育成し、配置します。

施策4 生活安定施策の充実

アンケート調査結果からも、経済的な支援が求められていることがわかります。経済的な支援を通じて、生活の安定を支援することが必要です。

障害のある人の心身の負担を軽減するような、各種助成制度を一層充実するとともに、その周知・広報を図り、円滑な利用に結び付けます。

<施策の方向性>

○ 各種助成・割引制度の利用促進 ○

- 障害のある人の通院や外出を支援し、社会参加を促進するため、旅客鉄道運賃・有料道路通行料金、バス運賃などの割引制度に加え、身体障害者自動車改造費の助成、タクシー料金の助成等の事業を実施します。
- 各種助成制度について解説したパンフレットを作成し、新規手帳取得者に配布します。
- 重度障害者（児）医療費助成、精神障害者入院医療費助成、自立支援医療費の給付を実施します。
- 身体障害のある人の家庭や学校、就労先での日常生活の便宜を図るため、車いすや補聴器などの補装具の購入、修理費を助成します。
- 重度の障害のある人の家庭生活を営む上での不便を解消し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。

分野6 生活環境の整備

【現状・課題】

障害のある人が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現していくためには、建築物や移動の障害となる物理的な障害だけではなく、障害のある人への偏見や差別といった心理的な障害をなくしていくことが必要です。また、近年の大規模な災害の発生や消費者被害の増加等から、障害のある人に対する防災や防犯に関する支援の重要性が高まってきているといえます。

アンケート調査においては、社会参加をするために必要なものとして、外出時の支援が必要と答えた人が19.3%と最も多くなっており、障害のある人に対する外出支援が課題となっていることがわかります。また、平成28年度に障害者差別解消法が施行されている一方で、障害が理由の嫌な思いなどの経験の有無については、26.2%の人があると答えています。更に、災害時に1人で避難できると答えた人は35.9%となっており、災害時の支援が必要であることがわかります。

福祉のまちづくりの総合的支援、移動支援の充実、防災・防犯体制の整備を推進することで、生活環境の整備を行います。

施策1 福祉のまちづくりの総合的支援

障害のある人が社会参加していくためには、安心して生活できるユニバーサルデザインのまちづくりを推進していく必要があります。また、障害を理由とした差別や偏見といった心理的な障害だけでなく、誰もが必要な情報を得られ、意思疎通ができるよう、情報のバリアについても取り除く必要があります。

ユニバーサルデザイン化の推進、住環境の整備、情報・こころのバリアフリー化を推進することを通じて、福祉のまちづくりを推進していきます。

<施策の方向性>

○ ユニバーサルデザイン化の推進 ○

- 公共施設の建設にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、整備を行います。
- 既存の施設に関しては、「静岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、緊急性の高いものからユニバーサルデザインの考え方に基づいた改修を行います。
- 事業者に対して、ユニバーサルデザインの考え方の周知を図り、障害の有無にかかわらず、誰もが利用しやすい施設整備の促進を図ります。
- 歩道の段差解消、歩道幅員の確保、自転車や看板の撤去、視覚障害者用誘導ブロックの設置等を通じて、障害のある人の歩行の安全を確保する道路環境整備を行います。

○ 住環境の整備 ○

- 住宅改修費の助成事業の充実や情報提供を行うことで、障害のある人の在宅生活の利便性を図ります。

○ 情報のバリアフリー化の推進 ○

- 視覚に障害のある人に情報が行き届くように広報を音読した「声の広報」を実施します。
- 手話専門員の設置や手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話奉仕員養成講座の実施により、障害のために意思疎通が困難な人のコミュニケーションを支援します。
- 様々な情報媒体を活用することにより、障害のある人が情報を入手しやすい環境を整備します。

○ こころのバリアフリー化の推進 ○

- 障害等により判断能力が十分でない人の権利を守るために、成年後見制度等の普及・啓発を行い、利用促進を図ります。
- 障害を理由とした差別・偏見の解消のために、障害者差別解消法に関する啓発活動を行い、差別解消を図ります。
- 障害のある人が生活する上で障壁となることを取り除くために、状況に応じて行われる合理的配慮の考え方に関する啓発を行います。
- 障害者虐待防止法に関する周知を地域住民や事業所等に対して行うとともに、関係機関と連携強化を図ることで、虐待の早期発見を図ります。

施策2 移動支援の充実

障害のある人が外出等の社会参加を行うためには、障害のある人の移動を支援するサービスの充実や、移動しやすい環境の整備を推進していくことが必要です。

障害の特性に応じた移動支援サービスの拡充や公共交通機関の利便性の向上を図ることで、移動支援の充実を図ります。

< 施策の方向性 >

○ 移動支援サービスの拡充 ○

- 障害者手帳所持者、要介護認定者を対象に、車いすごと移送できる車両を貸し出します。
- 社会福祉協議会と連携を図り、移送サービスの運転手の養成を図ります。
- 障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、移動支援サービスの展開を図ります。
- 障害のある人の移動支援に関するニーズを収集し、移動手段の充実に努めます。

○ 公共交通機関の利便性の向上 ○

- 県と連携し、駅やバス停の段差解消、スロープ設置等に関する交通事業者への指導・補助金等の支援を行います。

施策3 防災・防犯体制の整備

近年の地震等をはじめとする大規模災害の発生に伴い、障害のある人に対する防災対策、発災時の対応の強化が求められています。また、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害が多く発生していることから防犯対策の充実も重要となります。

災害に対する意識の高揚、避難行動要支援者に対する支援体制の確立、災害発生時の情報提供、避難場所での障害者支援を行うことで、防災・防犯体制の整備を進めます。

<施策の方向性>

○ 防災・防犯に対する意識の高揚 ○

- 広報やホームページ等、様々な情報媒体を活用し、防災・防犯に関する情報提供を行います。
- 警察や消防等の関係機関と連携し、防災・防犯意識の普及啓発を行います。

○ 避難行動要支援者に対する支援体制の確立 ○

- 民生委員と連携し、避難行動要支援者名簿の登録促進を図ります。
- 避難行動要支援者名簿を活用し、支援体制の確立を図ります。
- 庁内関係各課との連携強化を図り、湖西市災害対応マニュアルの整備・充実を図ります。

○ 災害発生時の情報提供 ○

- 自治会長、自治会防災担当、学校関係者等と地域防災連絡会議を開催し、意見交換を行い、情報網の構築を図ります。
- 市の災害対策本部が発信する災害時緊急情報、休日夜間診療所情報、避難所検索等の情報が入手できる防災はつとメールの登録促進を図ります。

○ 避難場所での障害者支援 ○

- 自主防災会や自治会及び庁内関係各課との連携強化を図り、湖西市指定避難所マニュアルの整備・充実を図ります。
- 福祉施設等に呼びかけ、福祉避難所としての協定を結ぶなど避難場所の確保を図ります。
- 福祉避難所において、特別な配慮が必要な障害のある人や高齢者の生活を支援します。

分野7 保健・医療の充実

【現状・課題】

障害や障害の要因となる疾病を早期に発見し、早期に治療へとつなげていくことが重要です。また、障害の特性やライフステージに応じた保健・医療体制を充実させることは、障害のある人にとって安心して自立した生活ができる基盤ともなります。

アンケート調査においては、障害のある人が安心して暮らしていくために必要なこととして、医療機関やリハビリテーション施設の整備充実が24.1%と4番目に多くなっており、医療体制の充実が求められていることがわかります。

疾病の予防と早期発見、保健・医療体制の整備を行うことを通じて、保健・医療の充実を図っていきます。

施策1 疾病の予防と早期発見

障害の原因となる疾病について早期に発見し、早期治療につなげることは、障害の重症化を抑えるために重要となります。そのためには、様々な健康診査・検診体制を充実させ、疾病を予防し、早期に発見できる体制を整えることが必要です。

健康診査・事後指導の充実を通じて、疾病の予防と早期発見が可能な体制を整備していきます。

<施策の方向性>

○ 健康診査・事後指導の充実 ○

- 妊婦健康診査や母子訪問等により、疾病の予防と早期発見、早期治療、育児に対する不安の解消につなげます。
- 4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の充実を図ることで、育児に対する不安の解消や乳幼児の健やかな成長を促します。
- 特定健康診査、各種がん検診を実施し、指導が必要な人に対して、特定保健指導や健康相談、健康教室を行います。
- 特定健康診査やがん検診等の周知を図るとともに、誰もが受診しやすい環境を整備します。

施策2 保健・医療体制の整備

障害の特性によって、必要な保健・医療支援は異なるため、障害の特性に応じた支援体制を整備していく必要があります。訪問指導等を活用しながら、障害の特性に応じた支援体制を整備していくことが重要です。

訪問事業の実施、障害者医療体制の整備、難病患者への支援を通じて、保健・医療体制の整備を図ります。

<施策の方向性>

○ 訪問事業の実施 ○

- 保健師、精神保健福祉士等による在宅で生活する障害のある人への訪問指導の充実を図ります。

○ 障害者医療体制の整備 ○

- 手帳交付時や相談受付時等に、精神通院医療、更生医療、育成医療からなる自立支援医療についての情報を提供します。

○ 難病患者への支援 ○

- 難病患者が安心して地域生活を送ることができるよう、保健所等の関係機関と連携し、難病患者等居宅生活支援事業などの難病患者保健事業を展開します。
- 在宅ケアのために保健所、医療機関と連携し、難病の人とその家族への在宅訪問指導を実施します。
- 難病の人が持つ様々なニーズに対応し、きめ細やかな相談・支援が行えるよう、国や県に要望します。
- 難病の人が必要なサービスを受けられるよう、障害福祉サービスに関する情報提供を充実させます。

第5章 第5期障害福祉計画

1. 事業の体系

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

自立支援給付は居宅介護や生活介護など、全国一律の共通した枠組みにより実施しています。

地域生活支援事業は、障害のある人それぞれが有する能力及び特性に応じて自立した生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により、相談支援事業や訪問入浴サービス事業などを実施しています。

自立支援給付	地域生活支援事業
<p><訪問系サービス></p> <ul style="list-style-type: none">● 居宅介護● 重度訪問介護● 同行援護● 行動援護● 重度障害者等包括支援 <p><日中活動系サービス></p> <ul style="list-style-type: none">● 生活介護● 自立訓練（機能訓練）● 自立訓練（生活訓練）● 就労移行支援● 就労継続支援（A型）● 就労継続支援（B型）● 就労定着支援● 療養介護● 短期入所（福祉型、医療型） <p><居住系サービス></p> <ul style="list-style-type: none">● 自立生活援助● 共同生活援助● 施設入所支援 <p><相談支援></p> <ul style="list-style-type: none">● 計画相談支援● 地域移行支援● 地域定着支援	<p><必須事業></p> <ul style="list-style-type: none">● 相談支援事業● 成年後見制度利用支援事業● コミュニケーション支援事業● 日常生活用具給付等事業● 移動支援事業● 地域活動支援センター事業 <p><任意事業></p> <ul style="list-style-type: none">● 訪問入浴サービス事業● 日中一時支援事業● 身体障害者自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業

2. 障害福祉サービスの利用状況と見込み

(1) 訪問系サービス

①居宅介護

入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由で、常に介護を必要とする人に対し、居宅での入浴、排せつ、食事の介護を行うほか、外出の際の移動中の介護を総合的に行います。

③同行援護

視覚障害により移動に困難がある人に対し、外出時の同行や、移動に必要な情報の提供などの支援を行います。

④行動援護

知的障害・精神障害により行動上著しい困難がある人に対し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護と外出の際の移動支援を行います。

⑤重度障害者等包括支援

常に介護が必要な人に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します。

区分	単位	実績			見込		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度 (2020年度)
訪問系サービス	人/月	26	30	33	34	35	36
	時間/月	197	203	211	220	226	232

※平成29年度の数値は平成30年1月時点

【見込み量確保のための方策】

- 居宅介護、同行援護の利用が高いため、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の需要の掘り起こしを図ります。
- サービスを必要とする人を円滑な利用につなげていくため、サービス内容などの情報提供を推進します。
- ヘルパーへの障害特性の理解促進を図り、質の高いサービスの提供を促進します。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常に介護を必要とする重度障害のある人に対し、昼間、入浴、排せつ、食事などの介護と、創作的活動及び生産活動などの日中活動の場を提供します。

②自立訓練（機能訓練）

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

③自立訓練（生活訓練）

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、一定期間、日常生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

④就労移行支援

就職を希望する障害のある人に対し、一定期間就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練、求職活動、職場の開拓など雇用に向けた支援を行います。

⑤就労継続支援（A型）

一般企業などへの就労が困難な人を対象に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を行います。利用者が当該事業所と雇用契約を結ぶサービスです。

⑥就労継続支援（B型）

一般企業などへの就労が困難な人を対象に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を行います。利用者が当該事業所と雇用契約を結ばないサービスです。

⑦就労定着支援

就労に伴う環境変化により生活面に課題のある人に対し、連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

⑧療養介護

医療と常時の介護が必要な人に対し、医療機関や施設において機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

⑨短期入所（福祉型、医療型）

自宅で介護する人が病気などの場合に、施設等において、夜間も含め短期間の入所による排せつ、食事などの介護を行います。

区分	単位	実績			見込		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度 (2020年度)
生活介護	人/月	92	96	99	102	107	113
	人日/月	1,879	1,954	2,018	2,054	2,124	2,234
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	1	1	1	1
	人日/月	0	0	5	20	20	20
自立訓練（生活訓練）	人/月	2	2	2	2	2	2
	人日/月	10	16	20	18	24	24
就労移行支援	人/月	11	13	8	12	15	16
	人日/月	154	228	217	170	200	210
就労継続支援（A型）	人/月	37	45	39	52	56	59
	人日/月	692	834	861	980	1,050	1,130
就労継続支援（B型）	人/月	116	118	133	130	132	134
	人日/月	2,123	2,065	2,291	2,472	2,512	2,552
就労定着支援	人/月			0	0	0	0
療養介護	人/月	5	5	5	5	5	5
短期入所	人/月	16	14				
	人日/月	105	76				
短期入所（福祉型）	人/月			19	18	19	20
	人日/月			78	95	100	105
短期入所（医療型）	人/月			2	1	1	1
	人日/月			6	4	4	4

※平成29年度の数値は平成30年1月時点

【見込み量確保のための方策】

- 障害のある人や保護者のニーズを把握するとともに、サービスを必要とする人を円滑な利用につなげていくため、サービス内容などの情報提供を推進します。
- 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、市内特別支援学校と連携し、学校卒業後の選択肢の一つとして紹介します。
- 利用者の需要を注視し、市内へ就労移行支援事業所の誘致を働きかけます。

(3) 居住系サービス

①自立生活援助

施設等から一人暮らしへ移行した障害のある人に対し、居宅に定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。平成30年度から開始するサービスです。

②共同生活援助

主として夜間に、共同生活を営む住居における相談や、その他の日常生活上の援助を行います。

③施設入所支援

施設の入所者に対し、障害者支援施設において、主として夜間に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

区分	単位	実績			見込		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度(2020年度)
自立生活援助	人/月				0	0	0
共同生活援助	人/月	21	21	22	27	35	42
施設入所支援	人/月	53	54	55	54	53	52

※平成29年度の数値は平成30年1月時点

【見込み量確保のための方策】

- 共同生活援助については、必要なサービス量が確保できるよう、広域的な連携を図りつつ拡充に努めます。また、平成31年度、平成32年度（2020年度）に新規開業を予定しているため、積極的なPRを推進します。
- 施設入所支援については、利用申し込み者との連絡を密にし、地域生活への移行の可能性を模索し、支援します。

(4) 相談支援

支給決定を受けた障害のある人またはその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障害のある人の心身の状況や置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成します。

区分	単位	実績			見込		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度 (2020年度)
計画相談支援	人	287	326	330	353	366	380
地域移行支援	人	1	0	0	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0

※平成29年度の数値は平成30年1月時点

【見込み量確保のための方策】

- ニーズを把握するとともに、サービスを必要とする人を円滑な利用につなげていくため、サービス内容などの情報提供を推進します。
- 市内の事業所に計画相談支援事業所の登録を働きかけます。
- 国や県からの情報の提供や必要な支援・指導を行い、指定特定相談支援事業所の質の向上を図ります。

3. 地域生活支援事業の利用状況と見込み

(1) 相談支援事業

①障害者相談支援事業

地域の障害のある人の福祉に関する問題に対し、障害のある人やその保護者、または介助する人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

②市町村相談支援機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、専門相談員を配置することにより、相談支援事業の機能を強化します。

③住宅入居等支援事業

一般住宅への入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整などにかかる支援や、家主への相談・助言などを通じて障害のある人の地域生活を支援します。

区分	単位	実績			見込		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度 (2020年度)
障害者相談支援事業	箇所	2	2	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置	0	0	0	0	0	0
市町村相談支援機能強化事業	実施			1	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施			0	0	0	0

※平成29年度の数値は平成30年1月時点

【見込み量確保のための方策】

- 相談支援事業者との連携を強化し、障害のある人に必要な相談支援体制の構築を図ります。
- 圏域での基幹相談支援センターの設置に向けた検討を進め、障害のある人の総合的な相談や市内相談機関等の連携強化などに対応できる体制を整備します。

(2) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な障害のある人に対し、障害福祉サービスの利用契約の締結などを適切に行えるようにするため、成年後見制度の利用に対して補助を行います。

区分	単位	実績			見込		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度(2020年度)
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	1	1	1

※平成29年度の数値は平成30年1月時点

【見込み量確保のための方策】

- 障害のある人の障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう、事業の周知や利用に必要な援助を行います。
- 相談支援事業者と連携し、成年後見制度の必要な事案について情報提供に努めます。
- サービスを必要とする人を円滑な利用につなげていくため、サービス内容などの情報提供を推進します。

(3) コミュニケーション支援事業

手話専門員の設置や、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話奉仕員養成講座の実施により、視覚や聴覚、言語機能などの障害のために意思を伝えることが困難な人のコミュニケーションを支援し、社会参加を促進します。

区分	単位	実績			見込		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度(2020年度)
手話通訳者派遣事業	人	45	50	45	46	47	48
要約筆記者派遣事業	人	5	8	5	6	6	7

※平成29年度の数値は平成30年1月時点

【見込み量確保のための方策】

- サービスを必要とする人を円滑な利用につなげていくため、サービス内容などの情報提供を推進します。
- 手話講習会等の研修・講座を通じ、人材の育成、質の向上に努めます。
- 各種イベント開催時の派遣を通じ、聴覚障害に関する意識の育成を図ります。

(4) 日常生活用具給付等事業

重度の障害のある人などに対し、日常生活が容易になる日常生活用具及び住宅改修工事費を給付し、日常生活の便宜を図ります。

区分	単位	実績			見込		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度 (2020年度)
介護・訓練支援用具	件	3	4	4	2	3	3
自立生活支援用具	件	22	7	6	27	27	18
在宅療養等支援用具	件	4	7	4	6	6	7
情報・意思疎通支援用具	件	13	5	6	9	10	10
排せつ管理支援用具	件	1,175	1,144	1,177	1,119	1,123	1,131
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	3	3	1	3	3	4

※平成29年度の数値は平成30年1月時点

【見込み量確保のための方策】

- サービスを必要とする人を円滑な利用につなげていくため、サービス内容などの情報提供を推進します。
- 障害のある人に対してだけでなく、難病患者へも、事業の広報・周知を積極的に行います。

(5) 移動支援事業

身体障害などにより屋外での移動が一人では困難な障害のある人に対し、ガイドヘルパーを派遣することで外出機会の充実を図ります。

区分	単位	実績			見込		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度 (2020年度)
移動支援事業	箇所	4	4	2	3	3	3
	人	10	8	6	8	8	8

※平成29年度の数値は平成30年1月時点

【見込み量確保のための方策】

- サービスを必要とする人を円滑な利用につなげていくため、サービス内容などの情報提供を推進します。
- サービス提供事業者との連携を強化し、障害の特性に合わせた移動支援の提供を図ります。

(6) 地域活動支援センター事業

在宅で生活している、就労が困難な障害のある人に対し、生産活動や、社会適応訓練の場を提供します。

区分	単位	実績			見込		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度 (2020年度)
地域活動支援センター事業	箇所	2	2	3	3	3	1
	人	6	8	25	30	33	35

※平成29年度の数値は平成30年1月時点

【見込み量確保のための方策】

- サービス提供事業者との連携を強化し、利用者のニーズに応じたサービス内容の検討やサービス量の確保と質の向上に努めます。

(7) その他事業

①訪問入浴サービス事業

自宅での入浴が困難な人に対し、入浴車で自宅を訪問し入浴の介助を行います。

②日中一時支援事業

障害のある人・児童を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所において、障害のある人・児童を一時的に預かり、見守りや社会適応に必要な訓練を行います。

③身体障害者自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業

身体障害のある人に対し、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成し、社会参加及び就労を支援します。

区分	単位	実績			見込		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度 (2020年度)
訪問入浴サービス事業	箇所	1	1	2	3	3	3
	人	3	4	3	5	5	5
日中一時支援事業	箇所	13	14	9	12	12	12
	人	26	26	28	27	27	27
身体障害者自動車運転免許 取得費・自動車改造費助成 事業	人	3	3	0	3	3	3

※平成29年度の数値は平成30年1月時点

【見込み量確保のための方策】

- サービスを必要とする人を円滑な利用につなげていくため、サービス内容などの情報提供を推進します。
- 訪問入浴サービス事業については、利用者は少ないものの、健康な生活を支援するため、継続して実施します。
- 日中一時支援事業については、障害のある人の介護者の休息や就労支援のため、継続して実施します。

4. 数値目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活に移行する人の数値目標を設定します。目標の設定にあたっては、国の基本指針を踏まえた上で、実績や地域の実情を加味して設定します。

項目	目標	内容・考え方
施設入所者削減数	2人 3.7%	<ul style="list-style-type: none">● 平成29年3月31日時点の施設入所者数（54人）から平成33年（2021年）3月31日時点の施設入所者数を引いた数● 国の基本指針は2%以上削減
地域生活移行者数	0人 0.0%	<ul style="list-style-type: none">● 平成33年（2021年）3月31日までに施設入所からグループホーム等へ移行する数● 国の基本指針は9%以上移行

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置をめざし、数値目標を設定します。目標の設定にあたっては、国の基本指針を踏まえた上で、実績や地域の実情を加味して設定します。

項目	目標	内容・考え方
協議の場の設置数	1箇所	<ul style="list-style-type: none">● 平成33年（2021年）3月31日までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する数● 設置済み● 国の基本指針は平成33年（2021年）3月31日までに各市町村もしくは複数市町村の共同で設置

(3) 地域生活支援拠点等の整備

市町村ごとの地域生活支援拠点等の整備をめざし、数値目標を設定します。目標の設定にあたっては、国の基本指針を踏まえた上で、実績や地域の実情を加味して設定します。

項目	目標	内容・考え方
地域生活支援拠点等の整備数	1箇所	<ul style="list-style-type: none">● 平成33年（2021年）3月31日までに段階的に整備する● 国の基本指針は平成33年（2021年）3月31日までに各市町村もしくは各圏域に1箇所以上設置

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者が、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行することをめざし、数値目標を設定します。目標の設定にあたっては、国の基本指針を踏まえた上で、実績や地域の実情を加味して設定します。

項目	目標	内容・考え方
一般就労移行者数	2人	<ul style="list-style-type: none">● 平成32年度（2020年度）における福祉施設から一般就労への移行者数● 国の基本指針は平成28年度実績より1.5倍以上
就労移行支援事業利用者数	16人	<ul style="list-style-type: none">● 平成33年（2021年）3月31日時点の就労移行支援事業利用者数● 国の基本指針は平成29年3月31日時点より2割以上増加
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数	—	<ul style="list-style-type: none">● 平成33年（2021年）3月31日時点の就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数● 国の基本指針は全体の5割以上
職場定着率	—	<ul style="list-style-type: none">● 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率● 国の基本指針は8割以上

第6章 第1期障害児福祉計画

1. 事業の体系

児童福祉法による総合的な支援は以下の通りです。児童発達支援や医療型児童発達支援など、全国一律の共通した枠組みにより実施しています。

<児童福祉法に基づくサービス>

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 障害児相談支援
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

2. 児童福祉法に基づくサービスの利用状況と見込み

(1) 児童福祉法に基づくサービス

①児童発達支援

集団療養及び個別療養を行う必要があると認められる未就学の障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

②医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められる障害のある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。

③放課後等デイサービス

授業の終了後または休業日に支援が必要と認められる障害のある児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。

④保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園などに通う障害のある児童で、専門的な支援が必要と認められる障害のある児童に対し、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための必要な支援を行います。

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にあり、児童通所支援を利用するための外出に困難がある障害のある児童に対し、課題の解決や適切なサービス利用に向けたマネジメントによる支援を行います。平成30年度から開始するサービスです。

⑥障害児相談支援

通所給付の決定の申請もしくは変更の申請にかかる障害のある児童の保護者に対し、相談支援専門員が障害児支援利用計画を作成し、相談支援を提供します。

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

保健、医療、福祉等関連分野の支援を調整する相談支援専門員等を配置し、総合的な支援体制を構築します。平成30年度から開始するサービスです。

区分	単位	実績			見込		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度 (2020年度)
児童発達支援	人/月	37	47	44	53	56	59
	人日/月	248	367	419	460	475	545
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	100	111	111	131	142	145
	人日/月	793	928	1,057	1,152	1,251	1,278
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人/月				0	0	0
	人日/月				0	0	0
障害児相談支援	人	145	175	190	198	208	218
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人				0	0	0

※平成29年度の数値は平成30年1月時点

【見込み量確保のための方策】

- サービスを必要とする人を円滑な利用につなげていくため、サービス内容などの情報提供を推進します。
- 障害のある児童の特性や周囲の環境に応じたサービスの提供を検討します。
- 障害のある児童やその保護者などのニーズを見極め、サービスの提供体制を充実します。

3. 数値目標の設定

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の提供体制の数値目標を設定します。目標の設定にあたっては、国の基本指針を踏まえた上で、実績や地域の実情を加味して設定します。

項目	見込	内容・考え方
児童発達支援センターの設置	1箇所	<ul style="list-style-type: none">● 平成33年（2021年）3月31日時点の児童発達支援センター設置数● 設置済み● 国の基本指針は平成33年（2021年）3月31日までに各市町村または各圏域に1箇所以上設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1箇所	<ul style="list-style-type: none">● 構築済み● 国の基本指針は平成33年（2021年）3月31日までに各市町村で利用できる体制を構築
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	<ul style="list-style-type: none">● 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保数● 圏域で確保済み● 国の基本指針は平成33年（2021年）3月31日までに各市町村または各圏域に1箇所以上確保
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1箇所	<ul style="list-style-type: none">● 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場設置数● 設置済み● 国の基本指針は平成31年3月31日までに各都道府県、各圏域及び各市町村において設置

第7章 計画の推進体制

1. 計画推進のための連携体制の強化

本計画の推進にあたっては、市民や企業、障害者団体、社会福祉協議会、民生委員、教育委員会、ボランティア団体、福祉施設など、地域や、関連する団体・組織との連携を強化し、情報交換などを通じて効果的な施策の推進に努めます。

(1) 計画の市民への周知と情報伝達

障害の有無にかかわらず、すべての市民が障害福祉に関して理解を深め、障害のある人に配慮した行動を取れるよう、計画書概要版の配布や、計画書のホームページでの公表などにより、本計画を広く市民に周知します。特に、地域における共生社会の実現のためには、地域での見守り、交流、防災・防犯などの取り組みが不可欠であるため、関係各課の連携のもとで重点的な広報を行います。

また、障害のある人自身にも計画の周知を推進し、主体的に自治会などの行事や避難訓練などの地域での活動などに参加し、地域社会の一員として積極的に社会参加できるよう、権利意識、参加意識の醸成を図ります。

(2) 団体、事業者等との連携

障害福祉の推進にあたって、関係機関・団体などの幅広い協力を得ながら計画を推進していく必要があります。社会福祉協議会、民生委員や自治会、ボランティア団体、障害者団体、事業者、企業との連携の強化を図り、地域における見守りや支援体制を確立します。

(3) 国や県、近隣市町との連携

計画の推進にあたっては、国・県と連携しながら、今後の制度の改正などの動向を踏まえて施策を展開していきます。

また、障害福祉サービスについては、近隣市町など広域との連携を強化し、必要なサービス量の確保に努めます。

2. 国の動向に対応した見直しについて

今後国において障害者制度の大きな変化が予想されます。また、障害のある人のニーズの多様化や社会状況の変化が予想されるため、これらの社会環境の変化や国の動向などを踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行います。

3. 計画の進捗管理

本計画の進捗状況の定期的な確認を行うとともに、市民視点、当事者視点、専門的視点から進捗状況を評価した上で、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直しなどを行います。

また、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、関係各課との連携を強化します。

資料編

1. 湖西市障害者支援協議会委員名簿

No.	所属	氏名
1	湖西市障害者相談支援事業所アマル施設長	大場 美和
2	ハートピア・ワーク湖西施設長	疋田 哲也
3	NPO法人クローバー会長	津田 明雄
4	ひまわり授産所施設長	中村 俊夫
5	浜名学園きぼうサービス管理責任者	市川 知代
6	湖西市身体障害者福祉協会会長	菅沼 武彦
7	湖西市手をつなぐ育成会理事	日下部 弘美
8	静岡県立浜名特別支援学校長	伊藤 敦美
9	湖西市社会福祉協議会会長	土屋 正征
10	すこやかファーム湖西	鈴木 健吾
11	湖西市障がい者相談支援センターみなづき	細田 昌江

順不同・敬称略

2. 湖西市障害者支援協議会設置要綱

○湖西市障害者支援協議会設置要綱

平成 25 年 3 月 18 日

告示第 86 号

改正 平成 26 年 9 月 8 日

湖西市告示第 123 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、障害者等への支援体制の整備を図るため、湖西市障害者支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (2) 個別事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (4) 相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (5) 障害福祉計画の策定及び変更に関し意見を述べること。
- (6) その他障害者等の福祉向上のため必要となる事項

(委員)

第 3 条 協議会の委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害者支援施設及び障害福祉サービス事業者
- (3) 障害者関係団体
- (4) 障害者及びその家族
- (5) その他障害者支援のために必要と認められる機関等

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会の会議の議長となり会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会の傍聴は、会長が適当であると判断した場合に限り認めるものとする。ただし、個人情報に関する議事については認めないものとする。

(平 26 告示 123・一部改正)

(部会等)

第7条 協議会には、必要に応じて部会等を設置することができる。

- 2 部会等の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(秘密の保持)

第9条 委員及び部会等の構成員は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 9 月 8 日湖西市告示第 123 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

3. 用語解説

【あ行】

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上で社会的ネットワークの構築ができるサービス。

NPO

民間非営利組織のこと。医療・福祉、環境、文化・芸術、まちづくり、教育等、様々な分野で継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指す。

【か行】

ガイドヘルパー

外出介護員ともいう。単独で外出することが困難な障害のある人に対し、歩行や車いすの介助、外出先での食事の介護などの社会的活動を行えるように介助をする資格者のこと。

学習障害（LD）

全体的な知的発達の遅れはなく、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」など特定能力に困難がある障害。発達に偏りがあり、順調に発達している部分とそうでない部分があるため、学齢期になって集団での学習がはじまる頃に発見される場合が多い。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設のこと。市町村または当該業務の実施の委託を受けたものが設置できる。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害のある人のニーズ表明を支援し代弁すること。

合理的配慮

障害のある人から、社会の中にある何らかのバリアを取り除くために必要な対応を求められた際に、負担が重すぎない範囲で対応すること。民間事業者の場合は努力義務、行政機関においては法的義務となっている。

こころのバリアフリー

障害のある人等に対する誤解や偏見などにより、拒否的態度をとってしまうなどの心情的な障壁を取り除くこと。

【さ行】

児童発達支援センター

障害のある子どもを日々保護者のもとから通わせて、支援を提供することを目的とする施設のこと。訓練を行う福祉型児童発達支援センターと、訓練及び治療を行う医療型児童発達支援センターがある。

重症心身障害

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している状態。

手話通訳者

手話通訳に必要な手話語彙、手話表現及び基本技術を修得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う人のこと。

手話奉仕員

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、言語・聴覚障害のある人のために手話通訳を行う人のこと。

障害者基本法

障害のある人のための施策に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体等の責務、施策の基本事項等を定める法律。

障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

平成23年6月成立、平成24年10月施行。障害者虐待を発見した場合の通報の義務化や、市町村障害者虐待防止センターの設置などにより障害のある人への虐待を防止し、障害のある人の権利利益の擁護に資することを目的とした法律。

障害者権利条約

21世紀初の国際人権法に基づく、あらゆる障害のある人の尊厳と権利を保障するための条約。

障害者雇用促進法

障害者の雇用の促進等に関する法律のこと。障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ることを目的に策定された法律。平成28年に差別禁止規定や合理的配慮の考え方が導入された。

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律のこと。障害を理由とする差別を解消し、誰もが分け隔てなく暮らしやすいまちを目指すための措置等が定められた法律。

障害者週間

12月3日から9日まで。平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定されたもの。

障害者総合支援法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律のこと。障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で生活できるように日常生活や社会生活を総合的に支援する法律。

情報のバリアフリー

障害のある人の円滑な情報の取得・利用や、他人への意思表示、災害時の情報の迅速な伝達を図ること。

自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。更生医療、育成医療、精神通院医療のように障害の種類や年齢により決められていた公費負担医療制度を一本化したもの。

精神保健福祉士

精神障害者に対する相談、指導、援助等を行う国家資格。

【た行】

地域移行支援

障害者支援施設などの施設に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービス。

地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

地域共生社会

支え手と受け手とに分かれるのではなく、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域生活支援事業

障害のある人が、自立した生活や社会生活を営むことができるよう、また、効率的・効果的に障害のある人の福祉の増進を図り、国民が相互に人格を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する事業。

地域定着支援

居宅において単身などの状況で生活する障害のある人について、相談体制を確保する他、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与するサービス。

注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

通級指導

通常の学級に在籍する比較的軽度の障害のある児童・生徒に対して、障害の状態に応じて特別な指導を行うための教室。

特別支援学級

障害の程度が比較的軽い児童・生徒を対象に、小・中学校に障害の種別ごと（知的障害や情緒障害など）に置かれる少人数の学級。障害の程度や教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う。

特別支援学校

障害の程度が比較的重い児童・生徒を対象に、専門性の高い教育を行う学校のこと。障害のある人等が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学习上または生活上の困難を克服し自立が図られることを目的としている。

【な行】

難病

原因不明、治療方法が未確立で、後遺症のおそれがある疾病のこと。

【は行】

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定義される。

バリアフリー

生活環境において、高齢者や障害のある人が普通に生活する妨げとなる障壁（バリア）を改善し、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。また、そのようにつくられたもの。

避難行動要支援者

高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊婦など、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取るのに支援を要する人々のこと。

福祉教育

学校の児童・生徒に限らず、地域の住民等の福祉の心を育てる教育。地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身に付けることをねらいとしている。

福祉避難所

高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児等、災害時において一般的な避難所での生活が困難な人のために、特別の配慮がなされた避難所のこと。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定する。民間施設の場合は事前に協定を結ぶ。

法定雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律に定められている、官公庁や事業所が雇用すべく義務付けられた障害者雇用の割合。

補装具

身体機能を補完し、または代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、義肢、装具、車いす等の器具をいう。

【や行】

ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすること。

要約筆記

聴覚障害のある人に話の内容をその場で文字にして伝えること。

【ら行】

ライフステージ

人生の各段階。乳幼児期・就学期・成人期・高齢期などに分けられる。

リハビリテーション

障害のある人などに対し、機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練。障害のある人の身体的、精神的、職業的な復帰訓練にとどまらず、全人間的な復権に寄与し、障害のある人の自立と社会参加をめざすものとして、障害福祉の基本的理念となっている。

療育

障害のある子どもが機能を高め、社会的に自立した生活を送れるようにするため、障害のある子どもやその家族に相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

湖西市
第4次障害者計画・第5期障害福祉計・第1期障害児福祉計画

発行：湖西市

編集：湖西市 健康福祉部 地域福祉課

住所：〒431-0492

静岡県湖西市吉美3268番地

TEL：053-576-4532

FAX：053-576-1220

発行年月：平成30年3月
